

本日の会議に付した事件

令和5年第4回山元町議会定例会（第2日目）

令和5年12月8日（金）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君） 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（菊地康彦君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（菊地康彦君）9番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。おはようございます。9番岩佐秀一です。令和5年度第4回山元町議会定例会において、大綱1、細目2件の一般質問を行いますので、誠意ある回答をお願いいたします。

東日本震災から間もなく13年を迎えようとしている。津波被害を受けた東部地区の換地作業も順調に進んでいると思うが、非農地や耕作放棄地が多く見られるので有効活用について一般質問を行います。顧みますと、しばらく見ていなかったんですけども山元町都市計画マスタープランをチェックしてみました。そんな中で10数年たっていますけれども、そのマスタープランと山元町の現況を見てみました。それで一番今感じるの何かといいますと、東部地区海岸線の整備された農地、非農地であります。大分きれいになっていますけれども、震災後13年たったということでえらい格差が生じております。そんな関係で今回東部地区の利用計画についてお伺いいたします。

現在の常磐線と亙理相馬線沿道の農地は水田やイチゴ畑、一般の一部の観光農園が集積し町の基幹産業として発展していると思うが、非農地を産業ゾーンとし個人事業者や企業用地として産業振興及び観光交流機能の強化を図り交流人口拡大の一端を担うものと考え、以下について質問いたします。

細目1、産業ゾーンとして整備した大谷地地区、今回は5つの産業ゾーンあったんですけれども大谷地区に関して質問させていただきます。大谷地地区の非農地の利活用はどのようになっているか。

2点目、換地後の宅地や雑種地等の維持管理費や税負担は換地前とどのように変化しているのか。

3つ目です。県道相馬亙理線周辺の耕作管理費が大分有効活用されていない。そんな関係で町がもう住まないなら町が借り上げて家庭菜園として仙台首都圏住民に提供し、交流人口の確保を図る考えはないか。特に、現状を見ますと牛橋公園周辺の花釜です。多く耕作放置が見受けられるんです。そんな関係でその辺を重点的にご質問したいと思いますので、よろしく回答をお願いします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

岩佐秀一議員のご質問にお答えをいたします。

大綱第1、東部地区土地利用計画についての1点目、産業ゾーンとして整備した5か所の非農用地の利活用についてですが、町では山元東部地区農地整備事業を導入するに当たり有効な土地利用を図るため、平成26年11月に土地利用マスタープランを策定し、その後、平成28年10月に事業区画の見直しに伴い一部変更しております。このマスタープランにおいて議員ご指摘の大谷地地区をはじめとした5か所を産業ゾーンと位置づけましたが、事業の進捗に応じ換地作業を進める中で地権者に土地利用の意向を確認したところ、自主的な利用を希望する地権者が多かったことから大谷地地区を含む4か所については産業ゾーンから自主利用を目的とした非農用地ゾーンに見直しの上、集約しております。このことから、当該4か所の今後の利活用に関しましては地権者それぞれの用に供するべく利活用がなされるものであり、個々の用途に委ねることになります。他方、地権者みずからが利用しない土地、非農用地に関しましては笠野地区及び花釜地区の2か所に集約し、集団利用地として訂正しております。この2か所については企業誘致するなど将来にわたり有効的に活用されるよう検討を重ねてまいります。

次に2点目、換地後の宅地や雑種地等の維持管理費や税負担についてですが、東部地区内の非農用地については換地前の地目にかかわらず町有地を除き全て雑種地に統一いたしまして換地し、その維持管理については本年10月6日の換地処分公告の翌日に権利が確定したことから、個々の地権者が管理することとなりました。なお、笠野地区及び花釜地区の2か所に集約した土地に関しましては企業誘致等を目的とした集団利用地であることから、町が一括して管理してまいります。また、換地後の税負担についてですが、東部地区農地整備事業地区内の固定資産税については震災の影響に鑑み平成23年度から地方税法に基づく課税免除を実施し、平成27年度からは町条例に基づく減免措置を講じております。ご指摘のありました換地後の土地に係る固定資産税については、現況調査などを経た後に決定することから現時点で具体的にお示しすることは難しい状況にあります。被災した土地を換地し、整除化が図られたことにより利用環境が向上することから土地の価値は農地整備事業実施前に比べ上昇すると考えられますが、震災前の地目や利用形態等により増減が考えられますことから、一概には申し上げられませんのでご理解を賜りますようお願いいたします。

次に3点目、県道相馬亙理線周辺の耕作放棄地の有効活用についてですが、東部地区

において水田に関しましてはほぼ全域で耕作されておりますことから、畑の耕作放棄地を前提としご回答いたします。

初めに山元東部地区農地整備事業により整備された畑に関しましては約16ヘクタールが未耕作となっております、これまでも広報誌やホームページ等により広く耕作者を募ってきたところであります。引き続き新規就農者の発掘や農地中間管理機構の活用、隣接した畑で営農する耕作者に連檐して耕作いただくなど一日も早い未耕作地の解消に向け鋭意努力してまいります。

次に農地整備事業の区域外における畑についてですが、これらの畑はみずからの土地利用や未相続地の権利関係の整理など様々な理由により事業区域外となったものであります。議員ご指摘の家庭菜園の整備に関しましては耕作放棄地を優良農地としてよみがえらせるだけでなく、都市と農村との交流や健康増進を図る取組と捉えております。また、全国各地に広がる耕作放棄地の解消を図るため農地のさらなる流動化を目的とした農地法の改正や、市民農園に関する関係法令が整備されるなど取り組みやすい条件が整いつつあります。しかしながら、耕作放棄地となった背景には営農環境や耕作条件、土地の所有権や使用権など複雑な問題が起因しておりますことから、まずは耕作放棄地となった経緯や現状の分析、権利関係の把握や課題の整理などから取り組むことが先決であると考えております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）9番岩佐秀一君の再質問を許します。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。9番岩佐です。

1件目の産業ゾーンとして整備した、今回先ほど言った大谷地地区を限定にちょっと質問させていただきます。5か所の農地の利活用について再質問させていただきます。

ただいま回答にあったとおり、事業見直しにより自主的な利用を希望する地権者が多かった大谷地地区の箇所を見てまいりました。町有地と除草されて町有地は企業用地は確かに管理されています。除草をされてますね。しかし、地権者が多かったという坂元の駐車場の北側、その地区においては町有地となっているところは草刈りされています。しかし、そのほかのエリアの8割以上は草ぼうぼうとなっています。確かに10月6日に換地処分を終わったという回答がありまして、換地処分終わっている中であそこの一画がまだぼうぼうと草なっている。結局、換地いただいた地権者が本来なら整備除草すると思うんですけども、現状放置されていますので見てのとおりあの草ぼうぼうだと大変危険でありますので、どちらが正式に換地整備するのかお伺いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長から回答させます。

東部地区整備室長（木村知行君）はい、議長。お答えします。

先ほどお話しありましたとおり、換地処分公告後ということで除草作業という部分については個人の財産ということになりますので個々の地権者の方々に除草していただくということになります。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今担当課長が回答したとおりだと思うんです。したがって、我々も近くに農地を持っているんですけども、10月6日に換地処分終わっているんだから地権者に管理するように注意警告すべきだと思うんですけども、果たして本当にあそこの持っている地権者がそれを理解しているのかどうか。誰か1か所でもそういう整備しているところあるんだったらなるほどと私も理解するんですけども、現状は一带

全部ぼうぼうなの。それはあそこを産業ゾーン、それが今度は自主的にやると希望しているんですから当然管理してもらわないと結局国の税金を使って直したところが草ぼうぼうだと見晴らしが見ていると大変なもので、その辺の指導は今後やっていくのか。結局町でやるのではなく個人ですということをやっていないと大変な問題となりますので、その辺の指導方をどう考えているかお聞きします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長から回答いたします。

東部地区整備室長（木村知行君）はい、議長。換地処分公告の通知を出した際、9月下旬に出しているんですけれども、基本的には個人の財産になりますということで通知を出しております、通常だとその部分で個人での管理になるということを考えておりましたので、今後出すという部分については直接は行わないとは考えておったところです。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。課長の言うとおりになんですけれども、本当は地権者が積極的に見て回ってやるべきなんだと思いますけれども、心配は非農地を自主希望した土地、そのときは10何年前なんです。だから、意欲があって自主希望して事業をやろうとかあったと思うんです。しかし、現在震災後13年も経過しているんです。地権者の年齢も高齢化しており、自主活用されるか心配で今後も自主活用するかを常にチェックしていないと非農地ですから荒れるだけなんです。この辺に關してもう少し起きてあるんですけれども、あとにします。今後の管理、大変危険ですからあそこも草ぼうぼうだと枯れてしまってその辺の管理の仕方を再度高齢者ですのもう一度言って少しでも管理するよう指導方お願いしたいと思います。その辺の考えはどうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今秀一議員がおっしゃることも分かるんですが、東部地区に限らず町内私有地はいっぱいあります。その部分だけ、年数たって当時はという話もありますが、町としては一応その時点で持ち主の意向を確認をして、さらに先ほど言いましたようにその後、さらなる聞取り調査をして見直しも行っております。そこに合わせて事業を進めて来ております。その中で、結局自分でやる、やらないということを本人に決めていただいた部分がありますので、現時点といたしましてはその一部の人だけを、一部の部分の土地だけを町で管理するとかそういうことは今できないと思いますので、岩佐秀一議員がおっしゃるようにこちらとしてはその辺を持ち主にきちっと周知して、お願いをしていくという形を取りたいと思います。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。よろしくお聞きしたいと思います。

次の非農地の中で笠野地区及び花釜地区の2か所は大変除草されています。管理されています。行って見たところ、将来にわたり企業誘致するなど有効に活用されるよう検討を重ねてまいりますとの回答であります。ご存じのように、令和6年度中には換地とかそういう事業も終わると聞いております。1年はまだ若干余裕ありますけれども、現在大変企業誘致なり観光事業するにも大変競争が厳しくなっています。ということは、予算が少しづつなくなっているんです、震災関係の予算も。したがって、河北新報にも載ったとおり、仙台市では観光農園とかあれを結果進めています。あれだっとなかなか進まない中積極的に行政と企業が連携して進めていると思うんです。したがって、私もこの地区は亘理相馬線のすぐ近くなんです。ご存じのように、あの道路はすごく今混んでいます。観光には最適だと思うんですけれども、私が経験して仙台のメトロの経営者と話したときにはこういうことがありました。観光農園というのは山形がすごかったんです。ただ、山形には欠点があったわけなんです。道路事情が、交通インフラが悪

かった。しかし、今度震災後宮城県にやりたいという話もありました。聞きました。そんな中で一番有望だったのが本当は坂元山下地区なんです。ということは、仙台首都圏から約1時間前後の距離が一番観光農園としては営業がいいわけです。大体10時前後に出て1時間かかって観光して、そして今度食事してお土産買って帰るとあまり近いと近過ぎて時間的余裕ないものでそんな中で圃場整備が遅かったために遅れたということがありますので、今からでも観光農園やるには新しい品物が結構あるんです。あまり10年前に作った作物は今現在遅れているんです。だから、イチゴもよろしいですけどももう少しブドウなりイチジクなりフルに観光採取できるような施策をもっと積極的に取り入れてやるべきだと思います。確かに今言ったとおり、農地というのは地権者の所有とか云々で大変だと思いますので、町長のその辺の意欲、方向性をお聞きしたかったわけですがそれでもいかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。東部といいますか沿岸部の被災地区の土地利用というのは、一番の被災した沿岸自治体、山元町に限らずですけども一番の今後の問題かと思えます。各他の自治体でもいろいろと企業誘致をしていろいろと進めているところもありますので、私といたしましても今回の議会の冒頭でも説明の中で話をさせていただきましたが、各所に行って町のPRなどには今努めているところではあります。そういう中で、観光農園も含めていろいろな角度を広げていろいろな方向を見てそれで山元町、本当に環境が整った私も温暖で雪も少なく最高の町だと思っておりますので、何とかPRをして1社でも多く企業誘致ができるように努力をしていきたいと思っております。東部の、先ほども言いましたように沿岸地区にも限らずなんです、町内全体を見てそれでそのような有効活用できるような場所があればそういうところをきちっとPRをして、1社でも多く来ていただけるように努力していきたいと考えております。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。ぜひこんなに気候が温暖で交通インフラが整った町というのは日本全国広しとて山元町ぐらいだと思うんです。高速道路があり、6号線があり、産業道路があり、そしてJRがありとそれを最大の武器としてもう1回仙台首都圏とかに行き行ってPRして、土地の有効活用を観光農園というのは結構収入が安定して入るわけなんです。企業というのは割とアップダウンがありますからぜひこの山元町の有効な資産である土地、環境を有効活用していただければと思います。

続いて2件目の換地後の宅地や雑種地等の維持管理費や換地前とどのように変化しているのかお聞きします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課からお答えいたします。

東部地区整備室長（木村知行君）はい、議長。お答えします。

維持管理費という部分について、私からご説明いたします。維持管理費につきましては先ほど個人の部分ということでご答弁しましたとおり、従前の土地から個人が管理されていて、今回処分登記によりまして個人の財産ということで権利確定したことになりますので、ここの部分につきましては個人の管理ということで町での管理ということはないと考えております。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。先ほどの回答と同じような回答で、当然だと思いますのでその辺は注意喚起、巡回して指導していただければいいと思います。これをやらないとなかなかできないので、1人やらないと一帯が全部やらなくなりますのでその辺よろしく、大変だと思いますけれどもお願いしたいと思えます。

先ほど換地後の税負担についてもお伺いしています。今まで換地されていなかったため税かかっていません。そして、換地後には減免されています。しかし、これは令和6年度からは税金かかるようになるのかお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課長から回答いたします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。令和6年中に換地の登記が終了しませんことから、現段階では課税については令和7年からの課税を予定しております。

以上です。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今税務課長からお答えいただきました令和7年度からということでもあります。ただ、心配なのは令和7年度、余裕ありますけれどもあそこは産業ゾーン、雑種地であります。心配するのは有効活用すればその土地から収益が得られますので税は払えると思うんですけれども、しかし、雑種地というと皆さん今考えているとおり農地と雑種地、宅地は税が全然違うわけです。そうですね。したがって、農地だと早く言えば1,000平方メートル、単純に1,000平方メートル何千円の世界です。ところが雑種地になりますと何倍ぐらいになりますか。お聞きします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。お待ちいただいてよろしいでしょうか。

お待たせいたしました。令和4年度の平均でまいりますと、田んぼが大体100円とさせていただけますと雑種地については700数十円ということになります。

以上です。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。今税務課長が回答したとおり、怖いのがそこなんです。非農地で有効活用しなければ永遠に税負担が地権者がかかるわけです。その税負担がかかるのは約6倍から7倍高く負担かかるわけです。そうしますと収入が入ってこないのに税負担ばかりかかると大変な今度地権者の疲弊が発生するわけです。だから、今度耕作放置とか何とかになりますので、その辺も早く地権者に周知してこのように税負担なりますから早く言えば有効活用、または誰かに譲るとかその辺も進めていかないとそういう事業も町としてやっていくべきではないか。同時に、今回調べてみますと今の地権者は大体高齢者が所有しているわけです。したがって、当然相続とかいろいろな問題で経費がもっとかかるわけです。だから、換地するとき若い息子とかにすればある程度違うんですけれども、高齢者に換地されて相続してもいろいろな問題が出ますのでその辺も町として地権者に声かけていって少しでも町民のためになることを期待したいと思いません。

続いて3点目についてお答えをお願いするんですけれども、先ほどの3点目の回答に関しては耕作放置となった背景ということで営農環境が災害で耕作条件、土地の所有者や使用権など複雑な問題が起因しているということで、そのために耕作放置となった。こういうのを今から分析すると言っている。分析して進めていくとそんなことやっている暇ないと思うんです。現状を確認してなぜ耕作放置になっているのか一つ一つやらないと1平方メートル当たり四、五百万円以上の税を投入して整地した土地が全然環境も破壊し周りにも迷惑し、そういう農地がただあるわけです。早くせめて見るところだけでも積極的に改善に取り組む姿勢をぜひ見せていただきたいと思えます。いかがですか、その辺は。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども回答させていただいたように、町で管理しなければならない部分に関しては管理をしているというところなんです、私有地に関しましてはこちらで勝手にいろいろというわけにもいかず、一部の人だけを優遇するというわけにもいかず、です、一応私有地に関しては個々の管理をお願いするという形になっておりますので、それも東部に限らず今いろいろなところでそういう草の繁茂、そういうのが問題になっている部分がありますので、その辺は私有地に関してはできるだけ町からも周知をして管理をしていただけるようお願いをしていくようにしたいと思います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。今いろいろな回答頂きましたけれども、震災後13年たったということで少子高齢化とかいろいろな問題ありますけれども、人口減少が確実に進む中で有効な町の資産である土地を本当にできるだけ有効活用にしていただいて、環境と生産性を上げて税収も上げてよりよい町にさせていただくことを期待して私の一般質問を終わります。

議 長（菊地康彦君）9番岩佐秀一君の質問を終わります。

議 長（菊地康彦君）12番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。12番岩佐哲也です。令和5年第4回山元町議会定例会におきまして大綱1件、細目9件について一般質問をいたします。細目については町長のご意見、さらに町長の考え方を簡単明瞭に説明いただきますように配慮し、具体的に記載しております。一問一答でありますので1問ずつ簡単明瞭に端的にお答えいただきますようお願い申し上げます。

町長就任後1年8か月が過ぎ、間もなく任期4年の折り返しにかかろうとしております。しかしながら、一般町民の間では新町長になってから一体何が新しく変わったのか。新しく前に進めた事業は何か。公約は何を実現したのか。実現した公約は何なのかなど意見が数多く寄せられているのが実情であります。公約実現にはスピードが大事だと思うんですが、スピード感が感じられないという意見も多数寄せられております。そればかりか公約の変更、撤回等が目につきます。一体どうなっているんだろうかと町民は大いに期待しておったんですが落胆しているという状況も垣間見られます。そんな中、公約には明確に掲げていなかった大地の塔のトイレ建設を突如大変な借入れをしてまで計画、しかも補正予算ということに上程してきたり、あるいは公約や重点事業として掲げていなかった旧坂元中学校跡地利用のプロポーザル公募事業を前のめりに進めてきた。業者選定までに至ったと感じられますが、審査会で合格点を与えたから審査会の意向に従ったというぎりぎりの合格点ではありましたが審査会ではオーケーを出したようではありますが、そんな返答を見ると審査会のせいにして進めているという回答にも見受けられます。そこで町長のこの件に関する判断をお聞きしたいと思ひまして今回はこの問題を取り上げることにしたものであります。この案件に関しては内容精査が不十分のまま前のめりに進み過ぎているのではないかという心配から、もう少し慎重に検討すべきではないか。中身が不透明であり、このままで進めて本当に大丈夫なのかという観点からの質問と取り上げた次第でありますので、町長のお考えをお尋ねするものであります。

詳細にわたりましては大綱1件、旧坂元中学校跡地利用の事業についてということでありまして、細目の1点目、(1)この事業を取り組むに至ったきっかけ及び公募に至るまでの経過についてを詳細についてお伺いするものであります。

2点目は現在の契約状況で業者との計画実施等に関する交渉の進捗状況は一体どうなっているのか。

3点目、各社ごとの年次計画、人員計画、売上げ計画、あるいは収支見通し、財務計画など向こう10年ぐらいの中長期計画は一体どうなっているのかお伺いするものであります。

そして4点目、各社ごとの使用場所、スペース、その場所をどのように利活用しようとしているのか。その詳細についてお伺いするものであります。

5点目は官民共同とあるが、町の財政負担はどの程度まで見込んでいるのか。補助金や税金の投入はどうかということをお伺いするものであります。

6点目、経営の連帯責任6者で一連の事業を行うという計画のようですが、連帯責任及び1自治体でも撤退だとあった場合、あるいは事業中止などあった場合の対応はどうなっているのか、責任の所在も含めてどうするのか。

そして7番目は同じような事業の他の自治体の成功事例及び失敗事例等どのような事例を参考にしてこれを進めようとしているのかお伺いするもの。

そして8点目、他の利活用方法について検討したのか、あるいはそれとの比較としてそれらと比較してなぜこの1社というか1事業に絞ったのかについてもお伺いするものであります。そして今後のスケジュール、今度どう進めていこうとしているのか町長の考えをお聞きしたい。

以上、細目9点について1回目の質問とさせていただきます。よろしく回答のほどをお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、旧坂元中学校利活用事業についての1点目、事業を取り進むに至ったきっかけ及び公募の至るまでの経過についてですが、昨年末以降民間事業者から施設の利活用に関する相談や提案が複数寄せられたことをきっかけに、この時期を逸することなく進めるべきと判断し民間等事業者に施設及び敷地等を一体的に貸付け、地域振興につながる今回の利活用事業に取り組むことといたしました。また、貸付事業者の選定に当たっては公平性を図る観点から公募型プロポーザル方式を採用し、町職員及び専門的な知見を持つ宮城県職員に加え、町内で観光物産振興や地域づくり、子育て支援などでまちづくりに取り組む計10名の委員で構成する旧坂元中学校利活用事業公募型プロポーザル審査委員会を設置し、募集要項をはじめ審査基準、公募スケジュール等について2回の協議検討を経て公募に至ったところであります。

次に2点目、現在の契約状況や業者との計画実施等に関する交渉の進捗状況についてですが、旧坂元中学校施設等の令和6年度貸付けに向けては町と優先交渉事業者間で基本協定を締結し、住民向け説明会開催により地域住民の理解を得た上で最終的に賃貸借契約を取り交わすこととしております。現在は基本協定の締結に向け、事業計画や収支見通し、町及び事業者の責務等の基本合意事項について優先交渉事業者と協議調整を行っているところであります。

次に3点目、各社ごとの年次計画、人員計画、売上げ計画、収支見通し、財務計画など向こう10年間ぐらいの中長期計画についてですが、先ほど申し上げたとおり、現在基本協定の締結に向け事業計画や収支見通しを含め優先交渉事業者との協議途中にあり、

ご質問の事項については未確定でありますことから現時点でお答えできない状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

次に4点目、各社ごとの使用場所、スペース及びその場をどのように利活用するのかが等についてですが、提案内容である町の新たな魅力やにぎわいの創出、子育て環境の充実などをテーマとした多世代交流施設の整備運営はスポーツ施設の運営管理や住宅等施工管理、土木建築、ドローン業務、IT関連の6つの事業者で構成する優先交渉事業者が実施するもので、具体的には校舎1階に飲食店や防災コインランドリー、2階には知育型屋内遊具施設や学童保育施設、3階には宿泊施設を整備するほか、校庭をサッカーグラウンドとして、またプール、体育館についてはドローンの研修施設に利活用する計画となっています。議員ご指摘の構成6事業者がそれぞれどこをどのように利用するのかについてですが、施設全体の管理運営は基本的に代表事業者が担い、ドローン事業者を除くその他事業者はそれぞれが持つノウハウを生かし施設や敷地内の維持管理修繕や資金調達、セキュリティ対策等の役割を担うと伺っております。

次に5点目、町の財政負担はどの程度までを見込んでいるのかについてですが、本利活用事業は町が旧坂元中学校施設等を民間事業者に一體的に貸付けし、民間活力により地域振興を図ることを目的としており、提案事業に関連する必要な情報等の提供や関連する事務手続上の支援など側面的な連携協力は考えておりますが、優先交渉事業者が当該施設を活用し主体的に実施する提案事業に対し町が財政的に支援することは想定しておりません。

次に6点目、経営の連帯責任及び1事業体撤退、事業中止等の場合への対応についてですが、経営の連帯責任に関しては代表事業者、構成事業者が相互に連帯して責任を負う旨基本協定書案に規定しており、当該規定については代表事業者を通じ全ての構成事業者へ事前提示し、現在内容の確認をお願いしているところであります。また、1事業体が撤退した場合の取扱いについてですが、賃貸借契約を締結し提案事業が開始されている段階においては提案事業の維持継続を前提に事前協議し、代替事業者へ入れ替えることは可能と考えておりますが、基本協定または賃貸借契約の締結前についてはプロポーザル審査会で選定した構成6事業者による提案事業と内容が異なるものとなるため、提案どおりの内容が果たされないものと判断し交渉の打ち切りもしくは基本協定を解除せざるを得ないと考えております。加えて、事業中止の対応については提案事業開始後事業中止に伴い町に損害が生じる場合には、貸付事業者と協議の上、連帯責任の規定に基づき構成事業者に応分の負担を負っていただくこととなります。

次に7点目、同じような事業の他の自治体の成功事例及び失敗事例の参考事例について及び8点目、他の利活用法等について検討したのか、なぜこれに絞ったのかについてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。旧坂元中学校の利活用方法の検討に当たっては、校舎及び敷地が長年教育の場として地域コミュニティ形成に寄与してきた町の貴重な財産であることを念頭に、その特色を生かした県内外の自治体における取組事例の調査研究のほか、かねてよりご提案のありました日本語学校の誘致についても教育委員会と連携し調査を進めてきたところであります。そのような中、1点目の回答と重複する部分もありますが民間事業者からの利活用ニーズがあったことに加え、専門的な知見や企画力を有する民間活力を活用することにより、実務上も必要最小限の負担でより高い活用の効果が得られるものと判断し、本利活用事業の実施を決定した次

第であります。

次に9点目、今後のスケジュールについてですが、これまで4回にわたる基本協定の締結に向けた協議調整を踏まえ、現在優先交渉事業者において自己資金等による事業開始後10年間の事業計画及び収支計画の見直しを進めており、今月中に提示される予定となっております。このようなことから、基本協定の締結には町の提示条件が全てクリアされることを前提として最短では年内の基本協定の締結、年明けの住民説明会開催を見込んでおります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうど、11時00分であり
ます。暫時休憩。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

議長（菊地康彦君）先ほど9番岩佐秀一君の一般質問の際に、一部誤りがありましたということ
で執行部から訂正の説明があります。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。先ほど回答いたしました登記完了年についてですが、6年
中に終わらないと申し上げたんですが、6年間に登記が完了しますので令和7年度から
の固定資産税の課税ということになりますので訂正させていただきます。すみませんで
した。

議長（菊地康彦君）では、12番岩佐哲也君の再質問を許します。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは再質問に入らせていただきます。

町長就任後間もなくから旧坂元中跡地利用に関しましては提案等含めまして町長とこ
の件は話題にしておったわけですが、昨年の秋ごろからよい話が来ているとのことで詳
細は毎回伺ったんですが話ししていただいただけませんでした。最初は6者の中のどなたから
のご提案だったのかお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長から回答させます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。秋口の話ということですのでご回答いたしますが、秋口
の話に関しましてはこの構成事業者の中には入っていない別の企業でございます。

以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。秋口と秋口ごろからと申し上げたんですが、それも含めてこの
6者の中での話あったのはそれではどこの会社からの話あったんでしょうか。とっかかり
はこのプロポーザルに関する件に関しましてはお尋ねします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。その後、この代表事業者、スポーツソーシャルイノベー
ションという会社、これは議会の全員協議会でご説明をしておりますが、その会社の
方から構成の社員といいますかその方からお話があったということです。

以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。その代表会社は、今会社が今年の4月18日に設立した法人で
す。組織を設立したということで3人で設立されて代表ではない方のようにございます

が、その方と町長との関係、あるいは特別何かお知り合いだったとかそういうことがあったのかどうかお伺いします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。全然ご存じあげていない方でございます。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。最初にそれではこの事業に取り込もうとした最大のポイント、あるいは判断に、取り組もうとしている判断に至った最大の魅力は何だったのか。町にどういった貢献、あるいはどういったプラスがあるとお考えになってこれに取り組むように部下に課長連中に指示したのか。その辺の状況についてお伺いします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。この業者に特定して指示したという事実はございません。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどの話ですと数社からの、数社ということは二、三社ではない。4社以上、十数社とあれば10社以上でしょうけれども4社から9社ぐらいからの話があったと先ほどの話から推測しますとそんなふうにも受け取れるんですが、その中で最終的には公募に参加したのは1社だったと伺っています。しかも公募してから問合せあったのは1社だけですけれども、実際参加したのはその会社も辞退してこの6者、6業者で構成した1社だけだったと伺っているんですが、その辺の経過、どうしてそうなったのかというどう町長としては捉えているのかお伺いします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。坂元中学校跡地の利活用については、先ほどの回答でも申し上げましたが、岩佐議員からもいろいろとご提案をいただきました。日本語学校なり何なり、あとほかにもその前に私が議員時代からもいろいろ各議員からいろいろな提案があったという私は覚えはあります。そういう中で昨年度、結構といいますかそんなに今岩佐議員が言った10社とかそういうことではありませんが、今どこの自治体でも学校の跡地の利活用というところに皆さん目を向けているんですけれども、そういう中で数社からまず問合せがあった。そういう中で中身を確認もせずにはすぐはねてもしょうがない。話は聞こうということでその数社の意見は聞きました。そういう話の中で先ほど岩佐議員はこの1社に特定してというか絞った形で何か進めたような認識でいると思われるんですが、そういうふうな不公平なことができないということでプロポーザルでまずは決めたらいいのではないかとということでスタートしました。その中にこちらの要望をどこまで飲んでもらえるか。内容はいろいろあります。それも町としての条件、先ほどの回答でも言いましたように、まず町で出した提示条件を全てクリアしていただけるという前提での契約を今目指しておりますので、安易にただ契約してしまって後でこれどうしましょう、失敗しましたと言うわけにはいきませんので、そういうことも含めてまずプロポーザルで土俵に上がっていただきましょうということで公募しました。公募しましたが、最終的には時間的なものとか今現在の資金的な資金繰りとかそういうことを精査した上で、1社のみと実際にはそういう形になりました。1社だからやりませんというわけにはいきませんので、プロポーザルということで公正な判断をするために先ほども言いましたように委員会を作って、その中で判断をさせていただこうと。ただ、まだ基本協定にも行っておりませんので、今その判断の段階で交渉中ということでもあります。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。公募に至る経過についてお伺いしているわけですが、1社と特定の1社に絞って公募するような結果としてそういうことにならざるを得なかったのかもしりませんが、そういうつもりで私は申し上げているつもりはありません。数社から話があったということですから、いろいろな内容の提案があったと思うんです。その中で公募にするに至って、結果として1社になったのは何か原因があるのかどうか。公募

したときに条件がそれだけの対応できないような絞り込んだ公募には私見た感じではなっていないと思うんですが、そういうことがなっていないのかどうかという確認を含めて残念ながら1社しかなかったのは非常に残念なんです。数社からあったから3社ぐらいはあるのかなと私は個人的には思っていたんですが、結果としては公募したら実際に問合せあったのは2社、実際に公募に参加したのは1社だけだったというこれは事実だと思うんです。公表になっていますのでその辺をお伺いした。何か1社しか公募に応じてくれなかった原因はどう町長としては考えておられるんですかという質問をしたつもりなんですが、再度その辺について回答いただきたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。庁舎の中でも協議しましたし、私の思いとしましてもいろいろなご意見をいただいたんですが、坂元中学校跡地、結構建物も大きく体育館、プール、そして校庭含めると結構大きな施設になります。それを部分部分で事業を進めるような形で、表現あれですけどもテナント方式みたいなそんな形で進めるという案もあったんですが、そうではなく部分部分で入れてしまいますと残ったところに誰も入れなくなったりとかそういうことがあったら困ると思ひまして、私としては一体的にあその施設を全て一体的、体育館だけ貸してほしいとか校舎の一部分1階だけ貸してほしいとか、そうなりますとそれ以外のところの今後の使い道というのが難しくなってきますので、1社で全てを含めて利活用できる方ということをしてはまず前提にしました。それが1つの大きな部分になるのかということも1つはあります。一部の業者さんから全体を使いたいんだけどもすぐに全体の利活用の提示ができない。部分部分で何年かの計画でということもありましたので、そういう部分もあるのかとは思いますが、でも、体育館だけ貸してしまうとか校舎の一部だけを貸してしまうとかという形になってしまいますとそれ以外の部分の今後の使い道というのが難しくなると私は判断しまして、一体的に全てをあの校舎全体を利活用して何らかの運営をしていただける方ということで公募したりもしましたので、今回私といたしましては本当に短期間の中でこういうのは重なるとき重なるのです。来ないとき誰も来ないんですけども、そういうのもあってタイミングを逃さないようにまずは進めていこう。ただ、そういう中で急いで進めてしまつて後大変なことになつても困りますので、まずここからしっかりとじっくりと精査しながらその中身、先ほど言いましたようにこちらの提示条件をちゃんときちっとクリアしていただける方ということを目指して進めていければということで今やっているというところでございます。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま説明いただきました。一体的に利用するというのを最大の条件にした、考え方にしたという考えかと思うんですが、それはそれで理解できないわけではありませんが、1社入札がグループ1社だけ、グループも6者のグループの1件だけだったということで最低点は60点でクリアしたならばということですが、最低点が61.5点だったと私は1社でもやむを得ないかと思う、最終場合は。ところが1社であれば80点以上とか高い得点だったから1社でもサインしたというんなら、ある程度分かるんですが、ぎりぎりでということは逆に言えばあと40、39。幾らはちょっと心配だけれどもという審査員の10人の審査員の方の評価です。単純に見直せばそういうことでぎりぎりということは、そういう意味ではもう1回やり直すとか再度考えるということがあつてもしかるべきだったかと結果だからそれは講評で60点以上であれば採用しますという公表しているという建前もあつてそういうことになつたんだろう

と思うんですが、その辺をもうちょっと今詰めているということではあります、町に対する貢献度、あるいは総合的に雇用人口がどうだとか交流人口がどうだとかそういう評価をしっかりともうちょっとやっけてからの本格的な締結とかいうことも当然今基本協定で詰めているということの話も先ほどありましたけれども、そういう考えが大事だと思うんですがその辺を再度確認をしたいと思うんですが、町長のお考えをお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今岩佐議員がおっしゃるとおり、それは本当に大事なことだと思っております。進めるに当たって、ただ、ある一定の試験です。点数を決めてプロポーザルというのをやっています。1社だから60点では合格にしませんということではできません。一応合格ラインは60点にしています。最初から1社だったら80点以上です、2社だったら70点以上です、3社なら60点以上ですという条件を付けているなら別ですが、60点以上を合格点とそういうことで、まずはその合格点に達した。確かにその不安、岩佐議員がおっしゃるとおり残りの40パーセントはまだちょっと疑問な点ですから、今ここでいろいろ協議を詰めているということで、こちらとしてもただ単に使ってもらえると言って飛びつくのではなく、そこは焦らないで慌てないで諦めないで進めていきたいと思っておりますので、決して急いで進めてしまっ後で取り返しのつかないことにならないようにだけはしたいと思っております。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。重要な貴重な大きな財産、町の財産でございますので有効活用して町のために貢献するようにぜひともしっかりと審査していただきたいと思う。

そこで2点目に入りますけれども、現在町及び事業者の債務等の基本合意事項について協議調整中と伺っておりますが、端的にお伺いします。町の財政負担は先ほど一切ないという発言があったんですが、それに間違いございませんか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。町としては財政負担は考えてはおりません。お願いをした業者さんで資金を準備していただいて、今後、ただ先ほど回答でも言いましたように手続上のいろいろな部分あります。土地建物いろいろな登記いろいろありますので、そういう部分で手伝えるところはできるだけもし前向きに進んだ場合、そういうところでの協力というのは惜しまずにやろうとは思っておりますが、金銭的な支援というところは今のところは考えておりません。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。町の補助金等も含めて町の財政負担は一切ないということなので、その辺は今確認取れましたので細かいことは結構でございます。前回、全協で説明いただいてからあれは8月でしたから4か月過ぎておりますが、今現在調整中、話合い中ということですが、何を詰めているのか。何が問題になっているのか。大きな問題は何か。前に進まないのは何なのかご説明いただきたいと思っております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これは担当課長から説明をさせていただきます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

町長の答弁にもあったとおり、優先交渉事業者と町との間で認識の相違がないように慎重に進めているというところなんです、その内容に関しては町の関わり方の確認というところ。要は、町はあくまで施設所有者として貸付者であるというところを確認していただくというのが1点。それから自己資金を前提とした事業計画の策定、これを改めて確認をしていただいているというところが2点。それから、近い話になりますが、町からの財政的な支援及びその支出を保証するものではないというところを念を押して確認をしているというところが3点。そして最後に4点目なんです、当初ご提案

いただいた提案内容と今見直しをしていただいている計画、その乖離がないように。要は審査委員会というのを経過して認めているというところもありますので、大幅に中身が変わってしまうというところもありますので、そこがないようにというところの確認、この4点で今時間を頂戴しているというところでございます。

以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま説明いただいた点はそんなに時間かかるのかという印象を受けるんですが、努力いただいているということでそれはそれとして、次に3番目に移りますが、もともと公募条件に10年間の貸出しを契約としますとうたってあるんですが、実際出てきた計画は5年。我々に提示いただいているのは5年なんですが、10年先の山元町の地に対する貢献とか総合的な姿が見えないのになぜ10年間の計画を取っていなかったのか、あるいは取っていないのか。今現在恐らく取っていないんだろうと思うんですが、そういうことでいいのかどうか私は疑問に思うんですが、判断する材料としては不足ではないかと思うんですが、いかがですか。町長のお考えをお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課から説明をさせていただきます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。提案していただいている内容につきましては、向こう10年間といいますか10年間の提案書は頂いております。先般、議会の全員協議会において議員各位にお示しした資料に関しては5年分を、最初の段階ということでお見せはしているんですが、10年間の予定を頂いているということでご承知ください。

以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。我々もいずれこれは議会に諮られると思うんですが、なぜそのようなことを情報公開して議員にきちんと資料を出さないのか不思議でならないんですが、今の回答では納得できないんですが、10年間の計画書がちゃんと出されているのであれば我々もいろいろ判断するなり精査するなりする必要があるんで、それはきちんと報告すべきではないかと思うんですが、町長はなぜ報告しないのかお考えを報告する考えがあるのかどうかお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど担当課長からありましたように、出だし、別に隠したわけでも何でもなくまだここで基本協定も結んでいない状態ですので、ここである程度基本協定が結べるようなはっきりしたきちんとした形ができた時点でご報告できればとは思っておりましたので、まずそのスタートの段階ということでの区切りということでのようにさせていただきただけで、別に隠したわけでも何でもございませんのでご理解いただければと思います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。いずれ我々がそれについてどうのこうのはないんですが、総合的に判断するのに必要な事項だろうと私は思いますし、それは何も我々に聞いたからといって公開するわけでもありませんので、それはそれなりにマル秘にしてくれといえばマル秘我々も守るわけですから、執行部と議会との信頼関係ということもありますのでその辺はきちんと報告するべきものは報告していただきたいと思います。

そこで中身に少し入りますけれども、令和6年度に合宿受入れで収入が7,548万円、これは令和6年度からのもうすぐ半年後ぐらいです。7月から来年の3月、再来年の3月までということで7,500万円の収入があると計画されているんですが、こういう状態で本当に大丈夫なのという心配、前向きな心配です。駄目だとかそうではあり

ませんし、その辺の根拠、裏付けを町としては確認しているのかどうか。心配して言っているんです。こうやってほしいという思いは大いにあるんですが、月に直すと1,000万円から1,000万円ちょっと、500万円ぐらいの収入になるんです。ということはこれも合宿収入という我々よく分かりませんが中身がそうすると、実際何を合宿して月なに、合宿とはそんなに多分想像ですがメインの会社がサッカースクールをやっておられて恐らく小学校、中学生の合宿ではなからうかとメインに考えているのがそのように憶測はするんですが、実績から見るとその辺本当にこの田舎というか仙台市ならいざ知らずここでの本当に大丈夫なのというその辺の裏付けを確認しているのかどうか。心配して申し上げているんです。それがどうだこうではなく本当にこの事業がうまくいくのかという観点からの質問なんですが、やってみないと分からないという回答になるかもしれませんが、その辺の裏付けをどのように町長判断してのこれに取り組んでやっているのかをお伺いしたい。

町長（橋元伸一君）はい、議長。心配いただくのは当然だと思います。これだけの大きな事業ですので、議員がおっしゃるのは当然のことだと私も思います。こちらとしては提出されたプロポーザルということでプレゼンテーションしていただきました。その中身は口頭では聞きました。ただ、書類を見てその中身が本当にそのように現実的にどうなのかという部分は庁舎の中でも本当に細かくチェックしているつもりです。ただ、そのラインをどこに引くか、誰が判断するか。うまくいったからよかったねとは言われますが、何かあったときにその辺のちゃんと私は責任を取らなければいけないと思っていますので、そういう部分は私としてはこれまでも深山山麓の少年の森の改修工事も含めてですが、できるだけ議会の皆様のご意見は伺ってと思っていますので、ただ、そういう細かい最終段階、細かい細かいところまでというのはこちらに判断は任せていただきますが、要所要所である一定の説明なり何なりはさせていただいて進めていければと思っていますので、こちらでそういう部分を精査しながら進めているということをご理解いただければと思います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。当然、町長を信頼して町長に町民が信託したわけですから町長は信頼して町長の判断を尊重しているわけですが、ただ、転ばぬ先の杖といいますかあまりにも不透明な部分があるのではないかという観点からそうならないようにという意味でお尋ねしているわけですが、この受入れとか合宿受入れだけで当初7,500万円、翌年からは1億4,000万円ぐらいの売上げということになっておりますが、もう一つ、よく分からないのであれですが防災コインランドリーというのが設置されているんですが、普通のコインランドリーではなく防災ということは恐らくあそこが何か震災あったときに避難所になるということで防災コインランドリーを設置するという計画だろうと思うんですが、それが本当にこの前のような大震災、100人200人があそこに1か月2か月3か月も避難するというケースがそんなにはないと思うんですが、これで本当に採算合うんだらうか。設置費用は2,100万円とかいう計画になっているんですが、本当に採算合うんだらうかという利用者が必要度がそれだけあるのか。逆に言うと、町民にそれだけ貢献する事業なのかどうかというそういう観点からお尋ねするんですが、本当に採算大丈夫と町長は見られたのかどうか。その辺、お伺いしたい。

町長（橋元伸一君）はい、議長。事業というのを単体でこのように収支報告というか計画は立てますが、全体でプラスマイナス出てきますので、最終的に全体的な運営という部分でも

見えています。名前のおりで、災害があったときだけ使うコインランドリーということではないんです。普段は普通のコインランドリーとして使える。ただ、災害があったときにはそういう方を優先して使えるような形にしますということでの提案と私はそう認識しましたので、1個ずつそうやって精査今やっています。中身です。今ご意見頂いているのは岩佐議員の個人的な意見だと思いますので、それはそれとしてこちらとしては重く受け止めて1人1人の意見をちゃんと受け止めますので、そういう中でこちらとしても判断をさせていただいて事業を進めさせていただければと。ただ、先ほどから何度も言っていますように、まだここにもう決定しましたという段階まで全然いっていませんので、基本協定すらまだ結んでいない状態ですので、今質問いただいているいろいろなことを今こちらとしても精査している段階ですから、ですから、今日こうやってご質問いただいているみんながそういう不安を持っているということがこちらでも認識できましたので、その辺に関してはすごくありがたいことだと思っております。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。この件は我々全員協議会とも討議したときに資料でも大丈夫なのかという質問は出していますが、それに対する回答がなかったものですからあえて再度私の個人的なといえば確かに私の個人的なことで私ももちろん防災だけで使うなどは当然思っていない。このコインランドリーの営業状況やら立地条件を調べてみました。ほとんどの場合はコンビニの隣であるとかガソリンスタンドと一緒にやっているとかほとんど何かと集合体でやってここでも分かるとおりフレスコさんの前にやっているとかそういうスーパーとの近隣りにやっているとかホームセンターと一緒にセットしているとか敷地内、大体そうでないとうまくいかないです。あそこの坂元中学校の跡地の奥まったところにこれをやって本当に成功するのだろうかという防災に限らずコインランドリーとしても本当にうまくいくのという観点からの、しかも簡単に今ある建物を使ってやるというわけにもいかない。ガス、水道、あれも特別設置してやらなければならないという2,000万円ぐらいでは収まらないような資料調べてみたら規模にもよりますが、そういう状況もあるということでその辺をしっかりと精査してほしいという意味を含めて質問で取り上げたという状況です。

次のあれに入りますが、6グループの中で事業実績などの規模から見て一番大きいのは新日建株式会社という塗料会社ということになっていますが、これが資本金も5,000万円、従業員も300人以上ということで実績はそこそこにある関東の会社と私も調べたら分かるんですが、この会社の事業内容を見てみますと全部建築物の改修工事だけなんです。実績あるのが、だからほかの事業はない、駄目だと言うつもりありませんが、得意分野はそこでほかの事業はほとんど何もやっていないという私も完全な調査ではないかもしれませんが私の情報ではそんな。そうすると、この会社はグループの中で恐らくあそこの内装工事を主に請け負うのかということなんですが、内装工事終わったらその会社一体町にどういう貢献している事業をやってくれるのかというのがいまいち見えないんですが、その辺の精査はされているのか。するつもりがあるのか、あるいは確認するつもりがあるのかどうか町長のお考えをお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどからご説明申し上げているとおり、この事業主体というのはスポーツソーシャルイノベーションという会社が一般法人が社団法人がにぎわうことになります。ここに名前を連ねている会社それぞれが、先ほども言いましたように何かをここでしようということではなく、みんなが一緒になってこの会社を作ってここで

やるということですので、この会社がこういう内容の会社だからその内容についてのどこでどういう効果を山元町にもたらしてくれるんだということではなく、このスポーツソーシャルイノベーションという会社が結局この町に対していろいろな形で貢献するような形での施設運営をこのようにしてやりたいという提案を持ってきて、こちらとしてはそこを聞いて進めているわけですので、1社1社が何をしてくれるとかどうのというところでの判断というのはこちらではしてはおりません。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。言い方は悪いですが、町としてはソーシャルスポーツイノベーションに1社に丸投げして中身は任せているから分からないんですみたいな悪くとればそんな雰囲気、感じにもとられかねないんですが、そういうことではないと思うんですが、恐らくいろいろな事業をやりますとか例えば飲食店3社3店舗入れますということで、しかしこれはどこにやろうが別としても飲食店やった場合に夢いちごの郷との飲食店との競合だとかあそこをどんなふうにご利用、町民なりよそから来た人がその3社の飲食店をどんなふうにご利用するかという計画なり精査なりもしておかないと駄目だと思うんですが、その辺は全部丸投げだからどうのこうのというのではなくその辺は町としても契約する以上は確認はしておく必要あるのではないですかと私は思うんですが、いかがですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから何回も説明しているように、今精査しています。丸投げはしていません。丸投げするという表現、申しわけないんですけどもこれは適切でないと思いますが、ある一定のそういうことをやりたいという方が出てきたときに町でお金も出さずに何もしないで口だけ出すんですかということ。ですから、今の段階である程度中身を精査して、この事業、主体の会社であればここをうまく活用して町のためにも貢献していただけるのではないかという判断を今しているところです。会社に対していちいちここが駄目だあちらが駄目だとそんなことを町として相手方に言うような進め方をしたら、多分誰も来ないのではないかと私は思います。ある一定の調査をして精査をして、信頼してそこに貸し付けるとなったらあとは借りた方がそこをどう活用するかだと思いますので、今の段階ではちゃんとその方向性なり中身を町として細かく今精査しているという段階であります。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。私は町が細かくチェックしてこれが駄目だとか言うべきだというつもりではなく、契約する以上は中身を何なりで大ざっぱな話だけで契約するんですかというそういう観点から質問で決して何も細かく言うべきだと具体的に上がってきてからその中身を精査して確実性をどう判断するか。判断するために聞くべきだということそれなくてあれしていいんですかということなんです。今契約中だ、調整中だということですが、先ほどの中には何か基本的なことを話してあの基本的なことだったらそんなに難しくないのではないですかというのはそういう意味、今の話とは全然違う話なんです。その辺を恐らく時間もなくなるのでそんなにこのところだけで話するつもりはございませんが、中身を把握した上で協定なり基本協定なり、あるいは本契約なりに持っていくべきではないかということの町長の姿勢をお伺いしているんです。細かくチェックしてこれは駄目だあれは駄目だというべきだということは一切申し上げていません。ただ、精査するなり考え方をあれしてこれが本当に町のためになるのかと貢献するののかということで大いにプラスになると判断すればそれはそれで町長の判断ですから何も私も言う必要なんです。ただ、その辺の確認はすっきりとしていただきたい。すべき

ではないかということで質問申し上げているんですがいかがですか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから回答しているとおりです。その辺はきちっとやっています。これだけ説明しても理解していただけないというのは私の説明が下手くそなのかとも思いますが、先ほどからずっとそのことは言っているつもりです。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。説明ではなく何が駄目だとか言うようなことの言うべきだとかいうことを言っているのではありません。確認だけをきちんとしてくださいという意味を申し上げているんですが、それからあまり説明がなかったのであえて聞くんですが、プールなどはどのように活用するのか。ドローンで使うような話をちらっと聞いたんですが、ドローンで使うということになるとあそこはドローンが水中で使うとなれば油とか何かも入るでしょうし、一般町民がプールとしては使えないという考え方でいいのかどうか。ドローン会社も使うし一般町民にもプールとして活用するのかしないのか。町民プールがなくなったわけですから体育館にもあるわけではありませんで、プールとして使うとなればあれを改修して使うとか言っても1つの方法であると思うんですが、そういう考えはないのかどうかということも含めて全部ドローン会社、あるいはその一括したスポーツソーシャルイノベーションですか、そこに一括して貸すんだから町は貸したら何とも言えませんか。貸した以上は言えないと思うんです。ですから、貸す前にどういう考え方なのかきちん確認しておく必要であろうと思うんです。後からどうしてくれああしてくれとなかなか話は進まないと思うので、その辺の確認を体育館もそうです。プールもそうだし体育館がドローンで使うとしたらバスケとかほかのバドミントンとか町民が使いたいときに使えなくなるのかどうか、その辺の確認だけちょっとどういう考え方なのかという考え方をお尋ねしたい。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これも先ほど説明したとおり、あそこ全体を一体で貸し付けるという方向で進めておりますので、スポーツソーシャルイノベーションさん、そちらがそういう町民プールとして料金を頂いてプールとしての運営をしますとなればそれはいいと思うんですが、そうでなければプールだけを町で使いますとか体育館だけは町で使わせてもらいますということは今考えておりません。あそこ全体をとにかく先ほども言いましたように体育館もプールも部活で使っていた部活室もありますけれども、ああいいうのも全て含めて一体的に利活用できる方ということで公募しましたので、プールもそこを借りたい、そこに基本合意至ればその方たちの思いの中でその施設を利用するようになると思います。

1 2 番（岩佐哲也君）はい、議長。貸付けする以上一体的にというのは十分、ただ、一体的にを先方が業者が考えている内容が町民がプールとして、あるいは体育館を使えるような状態なのかどうか。ああせいこうせいという意味ではなくそういう考えはどうなのかというお尋ねしているわけですが、もしあそこがそういう考えで契約したら町民が貸して後で町が町民から言われたから貸してくれと言ってもなかなかはいという契約にはなっていないければ当然使えないことになり、ということはプールがなくなるという使えるプールが町民が使えるプールは角田とかよそに行かないとなくなるということになるんですが、その辺はどうなのか。それがいい悪いは次の話としまして、その辺どうなんですかとという町長のお考えをお尋ねしたい。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。町としてはあそこだけ残して町民プールとしての活用ということは今のところ考えてはおりません。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。そういう考えをお尋ねしているのではなく、一体のほうでなるときに町民も使えるような運営をするという考えが入っているのかどうかということこそいうことが前もってあったのかどうか。そこだけ別に貸してごさいを貸しませんという意味を言うべきだとかそういう意味で尋ねているのでは一切ありません。一体的なものには基本的に賛成していますし、それが問題だとは決して思っておりません。あくまでも町民がプールを使いたいときのそういうプールの場所が町内に無くならないのかあるのか残せるのか、一体その業者が考えているのかどうかということも尋ねておいても何も不思議もないと思うんです。契約に入れるとかいう意味ではなくその辺を確認している。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど岩佐議員がおっしゃったとおりで、あそこはドローン、水中ドローンの施設にしたいという提案をいただいておりますので、多分業者もそこをプール、人間が入るようなプールとしての考えというのではないのかなとは思っています。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。私もそういうことでの心配というか町民からプールはなくなるのかといったときに話が恐らくそういうはずではないということにはならないので、確認という。

それでは時間の関係もあるもので、5番に入りたい。官民共同ということですが、先ほど町長からの話だと町の財政負担は一切ありませんということで私は基本的な考えで非常に結構だと思うし、負担が将来とも負担が発生していないのであればそれにこしたことはない。ただ、俗に企業版ふるさと納税と称していろいろその裏が企業版であればと企業側9割の負担軽減があるとか、ちょっと表現がいいかどうかあります。あれを悪用して指定寄附ということもなきにしもあらずなんですけど、これの失敗事例がいろいろご存じのワンテーブルみたいなあいう事例が県内、あるいは福島県などでもありますが、そういうことになっては困るという意味でお尋ねするんですが、そういう場合の取扱いなども十分配慮してそういうことにならないようお願いしたいと思うんですが、その辺の認識はどうなのか。これは仮定の話で申し上げる、そういうことの内容にそれこそ転ばぬ先の杖ということでお尋ねするんですがその辺はどうなのか、町長のお考えをお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。結局、今岩佐議員が心配の事柄というのは結局企業版のふるさと納税というのは1回お金が町に入ってきます。そうすると町からの依頼で何かを事業をすれば、そういう形になると思いますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、町としては財政的な支援というか負担は考えておりませんのでそこはそこでしっかりと肝に銘じて進めていきたいと思っております。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。次、6番に入りたいと思っておりますが、経営の連帯責任及び事業が1事業体でも不都合により撤退ということになった場合の対応について先ほどお伺いしたんですが、協定前であれば協定違反とか協定等プロポーザルの内容と違うので契約はしませんと。そして、協定後であれば連帯責任でその1社の分を連帯でカバーしていただきますと町としても一切負債を抱えることがないような契約にしますということなんですけど、それにこしたことはないと思うんですが、再度その辺の確認を申し上げたいと思うんですが、町長、再度申しわけありませんがお願いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今岩佐議員が言ったとおり、一番こちらとしても心配するのは施設を使用するに当たっていろいろとやった後に、ご心配のとおり事業ですので必ず1

00パーセントうまくいくかどうか、みんなそれをうまくいくようにと思って運営していくわけですが、何かあった場合にこちらに負担のないようにそのような形での条件を提示しておりますので、先ほどから申し上げているとおりでこちらで提示した条件を全てクリアするというのが1つの条件になっていますので、それが無い限り前には進みませんので、その辺もしっかりとこちらでは気を引き締めてやっていきたいと思っております。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それでは7番目に入ります。同じような事業について他の自治体の成功事例・失敗事例等についての参考事例とか協議したのかということで質問させていただきましたが、先ほどは明確な成功事例・失敗事例も含めて明確な回答がなかったんですが、再度その辺の事例があれば検討した精査した事例があれば答えていただきたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長から説明させていただきます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。ご質問の成功事例と失敗事例ということですが、なかなかまず失敗事例を探そうとしたときに失敗事例を公表されているケースというのは非常に少なく、残念ながらこれは失敗だということは今手元にないんですが、逆に廃校利用についてこういう活用しているというそういう情報は実はホームページでもインターネットでも広く公表されております。具体的には文部科学省で廃校の活用事例集ということで相当数の事例が掲載されておりますので、そういったところは勉強させていただいております。その中で先ほどのご質問のあった、例えば自己資金で実施している事例とか、あるいは公的資金に頼ってやっている例とか、そういったところは様々なんですが、そういった活用事例を研究しながら現在この活用事業に取り組んでいるということでございます。

以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。具体的な事例は出てこなかったんですが、私も数年前からこの廃校問題があったものから利活用の問題があったものからいろいろ関係者、あるいは大学の機関なども含めて協力いただいて調査して、石川県などでもうまくいった事例数々あります。そしてまた前にも何回か町長に申し上げましたが、北海道東川町でも成功事例があります。また、先ほど申しましたがワンテーブルのような失敗事例もあります。そしてこの廃校でたまたま我が町と全く同じようなケースで僅か3か月で失敗した事例というのが九州のほうでもあります。これは報道になっていましたので、多分関係者ご存じだと思うんですが、飲食店経営は廃校を利用して飲食店経営しましたけれども約2億円かけて内装改装した。ところが3か月たって給料の遅配がでてきた。たまたまそこは光熱水費が町で一部立替えみたいな形態になっていた。それが130万円ほど支払いが滞って問題が表面化したというか、たった半年後過ぎないうちにそういう状態になったという何となく似たような事例、失敗事例であまりよそのこともあれなんですがそういう事例もあるのであえて内装工事終わった段階で資金投入がそれ以上の借入れも何もできなくなって破綻ということにならないようなそんな事例もあるということで、恐らくいろいろ研究されたんだろうということで質問したんですがどうもそんな感じでもなかったのでもうならないようにだけひとつお願いしたい。

そこで8番目になりますが、他の利用法について検討したのかということで先ほど来話も出ていましたが、北海道の東川町でこういう事例がありますと日本語学校をこの話

を町長就任後から何回か申し上げていましたし、公式の場でも私と副議長と町長副町長がいる会合の席上でも申し上げましたけれども、日本語学校誘致も検討してはどうかと話し申し上げたんですが、たった今この時点までもそれに対する回答は一切いただいていないんですがどう検討したのか。それと今度のプロポーザルで取りかかるんだとの比較してそちらのほうがこちらのほうが有利だとこちらのほうに特化すべきだという判断をしたのはどういう点、メリット・デメリットがあつてそうなつたのかお尋ねしたいんですが町長のお考えをお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今議員がおっしゃったように、日本語学校については早い段階からそのようなお話をいただきました。そのお話をいただいた時点からこちらでも回答でも先ほど言いましたとおり、教育委員会とも連携を取りながら県のいろいろなそういう部分、日本語学校に対する支援なり方向性、そういう部分の仕組み、そういうのも全て調べさせていただいて、その中で日本語学校については私としては今の段階で山元町でその日本語学校をやっていくのにはちょっと厳しいかという判断をさせていただき、まずそちらのほうの日本語学校については厳しいのではないかという判断をさせていただいたところであります。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。ちょうど1年前の昨年11月、宮城県内の町村議長会と村井知事との懇談会がありました。その席上でも質問し、知事からはこんな話がありました。知事も県としては何とか今後の人口対策、活性化、人手不足対策も含めて日本語学校を誘致して県内に三、四か所誘致して何とか地元産業の手助けにしようということで考えているということで質疑応答がありました。そのときに主に3つほど話があり、廃校の学校の改築工事の一部は補助します。それから2点目は先生、一般の私立の日本語学校ですと先生が確保が難しいというか確保しても固定してしまつていい先生に当たればその後はいいんですが、問題だとするとなかなか今度生徒の募集にも影響してよくないということで県でその辺は責任持って教職員の配置はローテーションを組んで県内の日本語学校の先生を配置しますと。それから3点目は東南アジアに行つて県としても生徒募集に協力しますとこの3つを県内の議長会の議長連中のところへ町村議長ですけれども表明していました。県知事も東川町に視察に行つてきました。そんな話がありまして、この話も町長に申し上げて、亘理地方町の議長会、正副議長会でも視察に行こうということで行きました。そのときにせつかく視察に行くんだから町の担当者も1人つけてはどうかと視察に同行してはどうかと提案申し上げたんですが、それも残念ながら先ほど申し上げましたようにいまだに何の回答もなくそのままずるずるになって来ているということで、非常に残念な思いではあるんですが、再度こういったことも今後小学校も含めて廃校も増えてくるわけですから我が町でもその利活用も含めて検討する価値があると思うんですが、再度町長のお考えをお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。日本語学校については今議員から議長会のほうでそういう支援についての、その支援について一番大きいのは財政的な部分なので町としてもその辺を中心的にいろいろ県に確認をしたりさせていただきました。そうすると、町の手出しといたしますかかかる分が大きくて私としては今の段階で山元町として日本語学校にすぐにはいと手を挙げるといのは厳しいかと判断をさせていただいているところであります。たまたまなんですが、今日偶然なんですが、多分議員も目に入ったのかと思いますが、今日の新聞に日本語学校の判断先送りという見出しで大きく石巻の記事が載っております。

す。これも細かいことは言いませんが県からのいろいろな支援体制についての確認が取れないので少し先送りするという記事の内容になっておりますので、その辺も含めて慎重にこれもやらなければいけない、私としては先ほど来説明したとおり、昨年の段階からいろいろな利活用についての問合せがあったものですから、まずはそこを最初から拒否するのではなく話を聞いて何がいいのか進められればという思いで今回のこのような進め方になっているということでもあります。これも先ほどから何回も言っているんですが、まだ基本合意にも至っておりませんのでこちらとしても議員がおっしゃるように慎重に、大きな事業ですので何をするにしても慎重に、そして議会の方々にもきちっと説明をしてご理解をいただけるようなものでなければ進められないのかと思っておりますので、その辺はしっかりと精査をしながら進めていきたい、中学校の利活用については進めていければと考えております。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。今朝の新聞は私も確認しています。石巻市の場合は検討決断するのが先送り、県の補助金額が明確にまだ出ていないので今検討してもらっている段階で明確でないでそれ決まってから右か左か含めて検討するという内容で、決してあれで止めたとかあれだとかいうことではなからうと私は読んだんですが、読み方によって中止と捉える方もいるのかどうか分かりませんが、最終的には県の、県は補助金は出さないという意味ではなく何パーセント、金額幾らぐらい出すかという検討の結論が出てないと石巻のほうにまだ行っていない。大崎はもう結論で今度開校まで進んでいる。先ほど話ししました県知事も調査に行ったということですが、県内の自治体も何自治体か行っているということですが時間もなくなったのでこの辺はあれしますが、最後にあれしますが、9番目のスケジュールということですが、計画によりますと令和5年、今年の8月以降住民説明会を行いますということになっているんですが、説明会それから4か月も過ぎているんですが説明会の予定とかは一体どうなっているのかお尋ねします。業者がやるんだということになればそれはそれまでですが、町としても当然関与すべきだと私は思っている質問なんですが、その辺はどうなっているか。情報も含めて教えていただきたいと思っております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも最初の回答の中でお答えをさせていただきましたが、まだ基本合意にも至っていない段階ですので、まだ決まってもいないことを住民に説明というなかなかできないので基本合意、条件がクリアされたことを前提として締結、そして住民説明会ということでこちらとしては考えておりました。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。住民説明会は当然やるんだろうと思うんですが、それをいつごろに想定しているのか。想定もなくてずるずるいってしまっただけでは困る。まして計画は7月からも売上げが上がるような計画、当初の計画ですからずれ込むということは全く想定していないわけではないんですが、少なくとも計画したものを実行しようとするればそれなりに合わせた前段取りが必要だろうと思うのでお尋ねするんですが、その辺はどう考えているのか。いつごろやる予定なのか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも先ほど来言っているように、急ぎ過ぎないように。どこまでが急いでいるという判断をされるのかどうか分からないんですが、あまりにも慎重すぎて遅いのではないと言われる部分もありますし、先ほど来慎重に進めるべきだと言われる部分もありますので、一応私としては私の判断の中で今慎重にとにかく進めて、先ほども言いましたように慌てずに焦らずに諦めないで進めていければと思っております。

すので、その辺、できればご理解をいただければと思います。別に決してただらと長く延ばしてごまかしたりとか隠したりしているつもりはございませんので、その辺をご理解いただければと思います。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。最後に本日のまとめに入りたいと思います。今まで細部にわたりまして質疑応答を繰り返してきたんですが、昨日まで抱いていた不安懸念が払拭されたかという残念ながら完全に払拭されたというわけにはいかないし、部分によってはかえって何か一体どうなっているのかという不安が増した部分があります。いずれにしましても町民なり我々議会の締結に当たりましては議会の議決も必要だろうと思う。当初掲げた目的利用活用事業によりますと町全体への経済波及の効果や住民雇用、交流人口拡大等に資するもの、資する施設としての契約だということになっていますので、ぜひともその辺の目的に達成するような達成、いち早く達成できるような契約にすべきだということを申し上げて本日の私の一般質問を終了します。

以上で終わります。

議長（菊地康彦君）12番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩をいたします。再開は13時20分、1時20分再開といたします。暫時休憩。

午後00時03分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）8番品堀栄洋君の質問を許します。品堀栄洋君、登壇願います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。8番品堀栄洋でございます。

令和5年第4回山元町議会定例会において、大綱2、細目3点について一般質問させていただきます。子供たち、町の宝である子供たちの通学路のことについてそれをメインに質問させていただきたいと思います。

大綱1、通学路の整備について。細目1、今年度を実施した通学路の整備箇所と次年度以降の通学路整備についてはどう進める方針であるか。

細目2、国道6号の歩道の照明整備について。町主導で具体的な箇所や対策を申し入れる考えはないか。

大綱2、町道の安全対策について。細目1、避難道を補完する町道頭無西牛橋線の道路照明灯や防犯灯の設置はどう進めているのか。

以上、大綱2、細目3点についてお伺いいたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。品堀栄洋議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、通学路の整備についての1点目、今年度実施した通学路整備箇所と次年度以降の通学路整備方針についてですが、町道整備の安全対策における基本的な考え方として第6次山元町総合計画の基本計画に掲げる交通安全施設等の整備において、町が管理する道路においては歩道やカーブミラーの設置等交通安全施設の整備を推進するとの基本方針を定めております。今年度については大平区の町営藤田住宅付近から牛橋区の

区民会館南側JR踏切付近を結ぶ大平牛橋線の歩道整備が完了したほか、以前からご指摘があった山下区の末永写真館前や大平区の山元第一自動車西側には歩行者注意の路面表示やカラー舗装を設置するなど、交通安全施設の整備を進めております。また、通学路については平成28年度から設置する山元町通学路安全対策推進会議の中で本町の関係部署と国や県、警察、学校とが連携を図り通学路の安全確保に向けた取組として定期的な通学路点検を実施してきたところであります。

次年度以降についても引き続き町道東街道線などの歩道整備が必要と判断される路線、道路ネットワーク構築に必要な路線や通学路等を中心に計画的に整備するとともに、推進会議における定期的な点検結果を踏まえた交通安全施設の整備を実施するなど、児童生徒を含め道路利用者全体の安全に配慮する施設整備の推進に努めてまいります。

次に2点目、国道6号の歩道照明整備に関し町主導で具体的な箇所や対策を申し入れる考えはないかについてですが、国道6号を管理する国の道路照明施設設置基準においては夜間、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な環境を確保し、道路交通の安全円滑を図ることを目的として道路照明を設置するとあり、具体的な設置個所についても歩道等が明記されております。町内における国道6号は上平区から八手庭区までのほぼ全線が通学路に位置づけられていることから、その具体的な利用実態の把握に努め日照時間が短くなる冬期間の安全対策として関係機関と連携を図りながら要望してまいります。

次に大綱第2、町道頭無西牛橋線における道路照明の設置についてですが、道路照明には各道路管理者が設置する道路照明等と犯罪の防止や抑止を図るための町管理及び行政区管理の防犯灯に区分されます。昨年の第4回定例会の一般質問においてお答えいたしましたとおり、本路線においては主要な交差点に計9基の道路照明灯を整備しておりますが、防犯灯については現在のところ設置がない状況にあります。今後は町全体を見渡す中で道路の利用実態を確認し、必要性、緊急性を考慮した上で地元区長等と協議しながら設置に向け検討してまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）8番品堀栄洋君の再質問を許します。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。再質問させていただきます。

警察の発表によりますと今年県内では10月末時点で自転車に関係する事故が455件発生し、このうち中学生と高校生の事故が115件あったということです。我が町でも東街道、最も危険と呼ばれる山寺生活センターから鷺足までの坂道の歩道整備についてお伺いします。令和4年の議会定例会で山寺区から鷺足地区に向けた道路整備の延伸を目指すと回答しておりますが、工事が進んでいるようには見えないんですが、進捗状況はどうなっているか教えていただきたい。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これについては担当課長に回答をさせます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。お答えします。

現在東街道の歩道整備につきましては国の補助事業の活用などを検討しておる状況であり、今後山寺から鷺足に向けての整備について進めていく予定となっております。

以上になります。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。東街道の山寺の生活センターから登りの坂道なんですけれども、どうしても南から北に行く場合は内々に入って運転して行くんです。車が帰り中学生帰

ってくるときにかばんを背負って帰ってくれるんだったらいいんですけれども、部活帰り等々でかばんを自転車のかごに入れたりして歩くと全く反射板が見えないんです。少しでも早く補助を頂いて整備していただければと思います。

次に横断歩道で歩行者が渡ろうとしているときに車が一時停止する割合は全国で平均3割ぐらいしかないそうです。JAFの調べなんですけれども、信号機のない横断歩道における歩行者優先対策としてトリックアートの横断歩道がすごく効果があるということで、ドライバーが近づくと横断歩道が立体的に見えるんです。それで減速や一時停止につながるということで効果が示されております。我が町でも例えばなんですけどただ魚屋さんのところの十字路の横断歩道、または各小学校近くの危険を感じるような横断歩道をトリックアートの横断歩道にする考えはないでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今のトリックアートという交差点のそういう仕組みというの、私今初めて、ごめんなさい、聞きました。道路の交差点、信号、あとは横断歩道、そういう部分についてはこれまでもいろいろな箇所でご質問いただいております。これにつきましてはこれまでも互理警察署と相談をしたり、あとは公安委員会に申入れをしたり、いろいろと継続してやってきておりますので、今言われましたトリックアートについては今回初めてになりますけれども、その辺も含めて相談をしてみたいと思います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。先ほどの回答にあったんですが、末永写真館とか大平の第一自工の裏のカラー塗装、あと道路標示ということで全部確認させていただきましたが、第一自工のところに関して言えば手前の四方山から下がってくるころ、あそこにもスピード注意とかあればよかったのではないかと非常に思ったんです。段差もカラー塗装も3段ぐらいだったので、その手前にももうちょっとあるともともと横断歩道をつけられないかということで同僚議員とかが多数質問していた場所にもなりますので、そこら辺の改善も含めてご検討していただければ。

次です。通学路の注意喚起のカラー塗装や文字の路面表示は非常に保護者や町民からの評判がすごくいいです。特に保護者からはすごくいいということで言われておりますので、ただ、先に実施している合戦原下郷線、あと山下中学校の手前のスクールゾーンという表示が消えているんです、ほとんど。注意喚起になってないんです。あと、町内でも特にアンダーパス的に浅生原区に行くと寺島葬祭さんのところが急に狭くなります。あそこのもともと本当はトリックアートの塗装がしてあったはずなんです。それも確認したんですけれども、全く消えているんです。本来ならばアンダーパスと言ったらいいのか、下くぐるようになっていんですけれども、あそこの道を拡張するのが一番いいとは思いますが、相当なお金がかかるのでせめて現在行っている注意喚起のカラー塗装や文字の路面標示などの対策を当初予算を取って各地区の舗装工事も含めて早急に講じる考えはないかお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今いただきました塗装が薄くなっていたりそういうところは、町としても教育委員会も含めて点検をしているつもりではいるんですが、見落とすという表現もおかしいんですけれども、さらに時間が過ぎればどんどん消えていってしまいますのでその辺の確認ももう1回させていただいて、今議員が確認できたところだけでも後でも教えていただきたいし、それで現場を確認させていただいてそれで先ほど言いましたように県なり警察なり公安委員会と相談しながらその辺をしっかりと、子供たちの命を守るための安全確保のためですからできるだけ早くやっていただけるように町と

してもやれるように努力したいと思いますので、後でその辺は教えていただければと思います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。先ほどの回答で平成28年度から設置の山元町通学路安全対策推進会議についてお聞きいたします。いろいろ過去のことを調べたんですが、平成29年3月に1回開いた後に何回開いているんでしょうか。回答をお願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課からご説明をいたします。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

山元町通学路安全対策推進会議につきましては平成29年3月、あと令和5年11月に開催しております。ただ、これまで本来であれば毎年開催するところではあるんですけども、コロナ禍がはやってきたということで会議は行わずに現場を関係機関と点検はしております。

以上となります。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。平成29年の1回目の定例会で通学路安全推進会議を立ち上げ、定期的な合同点検を実施するというので町側から説明がありますので、今後定期的に、ほかの市町村見ますと定期的に開いているようなので、子供たちが主になることなのでここら辺はしっかりとやっていただければと思います。

次に町内スピードを出す車が多い箇所というのがいろいろあると思うんです。その通学路の対策として、例えばなんですけれども私の住む合戦原で言えば合戦原笠野線というのは物すごく道幅が狭いんです。小野区長さんの時代からハンプ工事やゾーン30の指定の要望等々を行ってきているんですが、いまだに改善はされていないんです。通ってみると分かるんですが、ほとんどのお家でカーブミラーを家の前に、変な話、トラクターの壊れたミラー使ったり簡易的なものを買ってきて各家庭でつけているんです。すごく狭くて見通しが悪くて朝の通勤のときにすごくスピード出すんです。それが合戦原で言えばそこなんです、ほかの地域でも多々あると思うんです。今回町長さんが各地区回ってお話を聞いているからある程度ことは把握していると思うんですが、町内広く同じような場所があるので、早急な安全対策ということでそういうことを考える気はないのか。お願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。道路が狭い狭くないにかかわらず、結局自分の家から出るときに見通しが悪いので各自でカーブミラーを何らかを活用してつけて、安全対策を各自でやっている。それに対する町としての対応を何かできないかという質問でよろしいですか。それでよろしいですか。

そういうことであれば、そうすると全戸にという、家から出るときには塀などを回してしまえば見通し悪くなりますので、多分各自各お宅がそれぞれに自分で工夫をしてそういう事故を起こさないようにということで多分やっていただいているんだと思うんですが、町としてそこに何らかの多少なりとも支援ということを今後考えられるかというとなかなか厳しいかとは思いますが、全戸、結局ほとんどの家そうなると思うんです。今後の課題かと。今議員から言われてそういえばそうだと私も思いましたが、その辺は今後の課題ということで受け止めさせていただければと思います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。各戸に補助というのが難しいのであれば、先ほど町で今やっていただいているカラー塗装で注意喚起等々していただければと思うんですが、小野区長さんの時代からでも10年からは前ぐらいからは要望しているんです。ハンプ工事と要

するに飛ばさないように段差をつけてほしいということ、ゾーン30にならないかとかそういうところは各地区にもあると思うんです。そういうところの各地区の問題点というのも子供の通学路のことですから把握に努めていただければと思います。

次の質問に移ります。国道6号線の歩道照明についてなんですが、関係機関と連携を図りながら要望してまいりますということだったんですが、同僚議員も先輩議員も同じような質問をずっとしているんです、調べると。結局増えたのかというと増えたわけではないんです。そここのところを町として重く受け止めて、強く国、国道を管理するほうに言っていただきたいと思うんですが。

町長（橋元伸一君）はい、議長。国道も含め、県道とかもいろいろなさっき言った安全対策も含めて毎年要望なり要請はしてはいるんですけども、なかなかなにせ県も国も予算があるようで順番といいますかそういうのがあるみたいで、なかなかこちらの要求がすぐに通るかというに通らない部分もあります。ただ、要求なり要請、そうやって要望は毎年しっかりと出させていただいておりますので、歩道なども含めて国道の歩道の部分の整備とかそういうのも含めて国には毎年要望書は出させていただいておりますので、その辺、今後もうちょっと強くもう何年もたっているということなのでもうちょっと強く要請をするように努めていきたいと思います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。子供たちのために明るくしていただきたい。よろしく願います。

次です。避難道路補完道路の町道頭無西牛橋線なんですけれども、前にも一般質問させていただきました。補完道路で避難道路でもありますので、夜に何か災害があった場合、自転車や徒歩で避難される方もいると思うんです。防犯灯になりますと国でもお金のかかることなので地元区長さん等々協議しながら進めていただければと思います。さっき1つだけ言い忘れたんですけども、追加で1つ補足なんです、カラー塗装、坂元地区の新市街地から日幸電気までのところ、カラー舗装してあるんです。坂元の新市街地おもだか館のところは補修してあるんです。小学校のほうに行くと消えているんです。だから、全体的にやるんだったら補修を早急にさせていただきたい。それでお願いできればと思います。

最後にこれで通学路のことに言ったんですが、子供たちが小学生、中学生が使いやすいとか安全に歩けるという通学路ということはお年寄りや障害を持った方々も安全に使えるということなので、より一層注意して見て歩いて、管理してもらって、やっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（菊地康彦君）8番品堀栄洋君の質問を終わります。

なお、傍聴者に申し上げます。私語は慎んで傍聴をよろしくお願いいたします。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫でございます。

新たな議員による議会構成が決まり、初の定例会が開催されるに当たり、喫緊の課題であるハラスメントのないまちづくりを中心に大綱2点について一般質問を行います。よもやの政界復帰となりましたが、いやしくも町政を担った私が攻守所を変え議員としてこの場に立つことになろうとはまさに青天のへきれきであります。今回の町議選は無

投票となり有権者に投票の機会がなかったこと、まことに遺憾であります。その一方で安堵したことは町政施行以来例を見ない定数割れという不名誉な事態を何とか回避でき、私もその一翼を担うことができたこと、また、執行部の町政運営を監視牽制し適宜ブレーキをかけることが可能なバランスのある健全な議会構成を引き続き堅持できたことであり、私も苦渋の決断で立候補したかいがあったと自負しております。今後の議会活動はこれまで培った経験と知恵を生かし、さきの町議選においてクローズアップされた議員のなり手不足問題の解決に向け気軽に議員のなり手となり得る議会改革と活性化に鋭意取り組んでまいる所存であります。

質問の大綱 1 点目は政治姿勢と公約履行について細目 4 点に関して伺います。

私は退任前最後の課長会議や退任式で新しい町長が就任したらこれまで同様全力で支えてもらいたい、今後は一人の町民として町の行く末を見守りたいと引き際をわきまえたことを述べたつもりでございます。しかし、そうした経緯等はさておき、この場に立つことになった以上は町政の現状と将来を見据え議会人として職責を果たしていく覚悟であります。初舞台となる本日は健全な政治姿勢を期待し、単刀直入な質問を通じて橋元町政に一石を投じる機会にしてまいりたいと考えます。

さて、健全なる精神は健全なる身体に宿ると申しましたが、さしずめ山元町バージョンの格言は速やかなる公約履行は健全なる政治姿勢からではなかろうかと思えます。すなわち、町民と約束した公約を速やかに履行するためには町内外からの信用信頼される健全な政治姿勢と行政の長としての健全なリーダーシップが感じられる人となり、キャラクターが肝要であります。任期の折り返しを迎えつつある中で町議時代を含めた姿勢や言動等をただし、町民が期待する公約を不都合なく履行されることを期待しつつ、その意気込みを伺います。

細目の 1 点目は、昨年 6 月定例会で取り上げられた基本的政治姿勢に関連して政党政治と町政運営の関係について 2 点伺います。

政党政治を否定するようなご都合主義や無節操な態度は国や県など関係機関等との信頼関係構築や足らざる財源確保、補助採択などの面で町政運営に資することにはならないと思えますが、いかがでしょうか。また、町長選のさなかに某革新政党と政策協定を締結した事実は一切ないと否定されましたが、多くの町民が問題の記事、ブログを閲覧しており、そのコピーも存在します。虚偽答弁とならないのかお尋ねします。

細目の 2 点目は危機感を持ったオープンな事件対応についてであります。町長公約には誰もが安心して暮らせる町をスローガンに掲げておりますが、町全体のハラスメント対策には無関心無頓着で全く危機感が感じられません。昨年 1 2 月定例会において当時の岩佐議長が議員として異例の一般質問で取り上げた町職員に対する公務執行妨害罪相当のゆゆしきパワハラ事件を、議会前の全員協議会で説明したとして答弁を拒否したのは密室協議であり、隠蔽体質を露呈しました。そういう取扱いに問題はないのか改めてお伺いします。

細目の 3 点目は、町内外から信用信頼される良好な関係構築についてであります。速やかな公約実現を期待する観点から公人としての自覚や資質に欠けた言動や対応はなかったのでしょうか。例えば、令和 3 年 3 月の当初予算案に対して予算審査特別委員会と本会議での異なる賛否表明や、県施行の避難道路県道山下停車場線の道路改良工事を遅らせた用地買収協力姿勢への欠如、町議退職時の手順たがえによる一部事務組合議会へ

の迷惑行為、夢いちごの郷を運営する山元地域振興公社の社長交代時の業務引継ぎ未了などあまりにも対応が場当たりの一貫性がなく、基本的な対応姿勢が欠如しております。町内外から信用信頼される良好な関係構築に支障はないのかお伺いします。

細目の4点目ですが、公約履行に関してはこの2年間は目ぼしい実績が見当たらず、公約と実効性が大きく乖離しております。誰一人として取り残さない町、誰もが安心して暮らせる町にをスローガンとした公約に魅了された町民、有権者の期待を裏切らないためには付託された任期内での実行、実現力を発揮し結果を示すことが求められます。前期の実績見込みと後期の実現見通しについてその意気込みをお伺いします。

大綱2はハラスメントのない誇れるまちづくりについてであります。いかんせん、この問題に対しては町長みずから毅然として対処する姿勢が全く感じられませんので、ここは外科的療法でたまったうみを摘出するしかないと思います。そして、これから取り上げます内容は全国津々浦々に町の恥をさらけ出すこととなりますが、私は町のゆゆしき現状と行く末を憂い、恥を忍びつつ意を決してただしてまいりますことをあらかじめお断りいたします。

さて、パワハラなどのハラスメントが社会問題化して久しくなりますが、町内では以前から村井知事も指摘する優越的な立場にある議員から職員に対する政党機関紙、新聞の購読、勧誘などに加えコロナ禍前の議会報告会辺りから町長の後ろ盾による威圧的言動が次第にエスカレートし、今やパワハラ行為が横行する事態となり、町民や職員、議員は多大な迷惑を被っております。安全安心な生活を根底から脅かすハラスメント対策は喫緊の課題であり、町長の政治生命のアキレス腱とも言えるゆゆしき事態をどのように捉え、どう対処するのか伺います。

細目の1点目は、パワハラを中心としたハラスメントに対する社会的な目線をどのように認識され、人権と民主主義を擁護するつもりなのか。町内で繰り返されるパワハラ行為の実態把握、令和元年度以降の年度別件数と内容を含めお伺いします。

細目の2点目は、町長の後ろ盾が繰り返している前代未聞のゆゆしきケースや議員から職員に対する執務時間内の政党機関紙の購読、勧誘、あるいは集金などのパワハラ行為をなぜ止めず止めさせず放任しているのか、その理由及び撲滅に向けた対処姿勢をお伺いします。

細目の3点目は、パワハラを中心としたハラスメントの撲滅は町長の覚悟の問題であります。町議時代から問題を認識しているにもかかわらず全くの無関心無頓着を装い、放置しております。町のリーダーとしての自覚と覚悟のほどをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、政治姿勢と公約履行についての1点目、政党政治と町政運営の関係についてのうち政党政治を否定するようご都合主義と無節操な態度についてですが、昨年年第2回議会定例会の一般質問で渡邊千恵美議員にお答えいたしましたとおり、町政運営に当たり政党に断らず住民のためによいことをやろうという思いであり、町民や議会との対話及び協力、信頼関係の構築に努め、町民の声を町政に反映させることが肝要であるとの考えからの答弁でありましたので、政党政治を否定しているわけではないと考えております。このことから、町政運営にとって何ら支障はないものと考えております。

次に虚偽答弁にならないのかについてですが、同じく渡邊千恵美議員にお答えいたしましたとおり、私といたしましてはそういうことはありませんので虚偽答弁には当たりません。

次に2点目、オープンな事件対応についてですが、昨年の第4回議会定例会の一般質問で岩佐哲也議員にお答えいたしましたとおり、この事案は相手方の謝罪を職員が受け入れる形で双方が理解を示し、相互的に解決しているものと判断しております。また、隠蔽であるのご指摘をいただきましたが、この件は公の場において個人が特定される恐れが十分に考えられたことから一部の回答は控えさせていただいたものでありますので、取扱に何ら問題はないと認識しております。

次に3点目、信用信頼される良好な関係構築についてですが、令和3年3月の当初予算時の対応については定められたルールにのっとって提案したものでありますので、手続上何ら問題はないものと認識しております。県道山下停車場線の対応については用地買収のため県の職員が私の下へ用地交渉に通っていたもので、この用地交渉は自宅の再建、移動、店舗も含め伴うものであり、その際、契約に至るまでに必要な情報、具体的には自宅東側の交差点の詳細な設計案等が担当から示されてこなかったものであり、町に尋ねてほしいということもお伺いいたしましたが生されなかったものもあります。町も含めた三者協議に時間を要したものであり、決して協力姿勢が欠如したものではないと考えております。結果として私が望むような移転には一切至っていないということ強く申しておきます。一部事務組合議会に対する迷惑行為については当時一部事務組合議会の人事案件である監査委員の選任同意の議案が提出される直前に私が町議会議員を辞職したことで、この提出議案を取り下げいただくことになったことなど迷惑をかけてしまったことは事実ではありますが、町長選挙への立候補を表明した以上やむを得ないものであり、一部事務組合にはご理解いただいたものと認識しております。山元地域振興公社の引継ぎ未了の件については社長就任に当たり引継ぎ書類自体は受け取っておりますが、前任の社長とは一部方針が違ったため全ての内容を引き継ぐ必要はないと判断したものであります。これらのことから町内外からの信用信頼される良好な関係構築には支障ないものと捉えております。

次に4点目、公約の前期実績見込みと後期の実績見通しについてのうち前期の実績見込みについて、公約として掲げた5つの柱に沿って主な取組について申し上げます。

初めに1つ目の柱である豪雨水害対策においては、今年度南山下線改良工事、新田橋の架け替え工事や中浜滝の前線改良工事、かさ上げ工事、坂元川排水対策事業等を実施しており、これらは町内の排水不良箇所の解消を図るなど地域の防災力を底上げするものであります。次に2つ目の柱である町全体の豊かな復興においては、今年度旧坂元中学校の民間への貸付事業に着手したほか町指定文化財茶室の保存修復事業を推進するなど、特に坂元の地域資源の今後の利活用に向けた取組を進めているところであります。次に3つ目の柱である福祉政策の推進においては、町民バスデマンド型乗合タクシー運行の全面的な見直しの検討を進めるとともに、地域包括支援センターを引き続き民間委託することが適切であるとの考えに私自身改めたことを併せてご紹介させていただきます。次に4つ目の柱である子育て世帯への継続的な支援においては、喫緊の課題である人口減少を食い止めるため移住定住支援事業を継続させるとともに、今後避けては通れない小学校の再編については熟慮に熟慮を重ねた末に教育委員会の方針どおり1学区区

と判断し、本格的な検討をスタートさせたところであり、最後に5つ目の柱である公平で健全な町政運営においては、10月から開催した地区懇談会を通じて地域の課題や要望などを伺い、今後の施策に反映させるなど町民目線で進めるまちづくりを最優先に考え、町民との良好なコミュニケーションに意を用いているところであり、

一方、後期の実績見直しについては町長就任以来コロナ対策をはじめ物価高騰対策等に翻弄されたものの、4つ目の柱にある学校給食等の完全無償化を施策の中心に据える考えであり、加えて現時点で具現化されていないその他の公約につきましても様々な町の状況等を総合的に勘案しながらできるところから取り組んでまいりたいと考えております。

次に大綱第2、ハラスメントのない誇れるまちづくりについての1点目、パワハラを中心としたハラスメントに対する社会的目線をどのように認識し人権と民主主義を擁護するのか及び町内でのパワハラ行為の実態把握についてですが、最近ではハラスメントはよく広く認知され、より広く認知され、発生した場合は重大な問題としてニュース等でも取り上げられるなど社会全体で大きな関心事の1つとなっており、改めてみんなが問題意識を持ち防止に向けて積極的に取り組むべき問題であると認識しております。加えて、ハラスメントは人権と民主主義への重要な侵害であり当然許容されるべきではないものと認識しております。人権は尊重され、個々の尊厳が守られるべきであるとともに公正で平等な民主主義を確立し個人や組織、社会全体の健全さを維持するためにもハラスメントを防止することは大変重要な取組であると考えております。また、町内でのパワハラ行為の実態把握については町内には様々な企業、組織、団体等があり、ハラスメントが発生した際にはそれぞれが責任を持ち対策対応しているものと思われ、町で全体把握をすることは困難な状況であることをご理解願います。

次に2点目、パワハラ行為を放任している理由及び撲滅に向けた対処姿勢についてですが、パワハラ行為を放任している事実は断じてありません。そのような行為が確認された場合は放任せず、その都度事案に対応した再発防止を行うとともに必要に応じ警察をはじめとしたしかるべき機関に相談等を行うなど、パワハラ撲滅に向け今後とも厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に3点目、ハラスメントの撲滅に対し無関心無頓着を装い放置しているが、町のリーダーとしての自覚と覚悟のほどについてですが、まずご指摘のありましたハラスメントの撲滅に無関心無頓着については当然そのようなことはなく、例を挙げれば職員のハラスメント防止等に関する要綱が昨年、令和4年4月に施行されたことに伴い昨年度は庁舎内に職場環境等に関する意見箱を設け、その意見を参考に職場環境の改善につなげるよう努めたほか、職員へのアンケートを実施し職場環境の実態把握、事実確認に努めたところであり、特に本年度については3役をはじめ管理職、班長級を対象にハラスメント問題の正しい認識、そして職員として役場でのハラスメント予防に努めるマインドの養成を目的としたハラスメント研修を実施するなど、職場におけるハラスメントの防止に全力で取り組んでいるところであり、ご指摘のありました町のリーダーとしての自覚と覚悟はハラスメント撲滅において非常に重要であると捉えており、ハラスメントは絶対に容認せずそのような言動を行ったものに対しては厳正に対処する姿勢を示す必要があると考えております。町のリーダーである私自身が組織の一員としてどうあるべきなのか、どう振る舞うべきなのかを自覚するとともにハラスメント防止の明確

な方針を示すことが肝要であると考えているため、ハラスメントをしない・させない・放置しないという強いメッセージを引き続き発信してまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩といたします。再開は14時20分、2時20分であります。暫時休憩。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは答弁に沿いまして大綱1から順に再質問を行ってまいります。

細目（1）の政党政治と町政運営の関係についてのアについて、答弁では政党政治を否定しているわけではないとのことではありますが、自民党籍の町長にもかかわらず保守を理念とする自民党が根本的に対峙する関係にある某革新政党と何をしてでも許されるとのご都合主義にほかなりません。そうした姿勢は到底容認されるはずもなく、せめて某革新政党を除く政党との連携協定ならいざ知らず、また町長が全く政党に属していない立場ならいざ知らず、真っ当な自民党員の認識とは思えません。政権与党の理念も政治家としてのプライドや矜持も全くお構いなし。自分の選挙対策が最優先なのか分別のないご都合主義と無節操な姿勢をいかんなくさらけ出したと叱責せざるを得ませんが、いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。そのままお言葉をお返ししたいような質問ではありますが、私といたしましては町長という立場で確かに自民党という党には所属しておりますが、まず優先されるべきは町民の利益です。ですから、何でもかんでもいいということではありませんが、私がやろうとしていることを応援してくれるというのであれば政党を超えて応援してもらうのはやぶさかではないと思っております。今現在も国も連立を組んでおります。連立政権というのは過去にも社会党と組んだりいろいろあります。そういう形で連立を組んで国を回していく場合だってあるわけですから、それが全てそのように否定したような捉え方をするというそちらのほうが違うのではないかと私は感じております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次は細目（1）のイでございますが、昨年6月定例会で渡邊千恵美議員に答弁したとおりで、町長選のさなかに某革新政党と政策協定を締結した事実関係はなく虚偽答弁ではないとのことですが、某氏のインスタグラムに掲載された問題の記事、ブログは橋元氏の写真入りで某革新政党仙南地区常任委員会や地元町議某氏、そして山元支部は橋元さんと政策協定を交わし憲法を守り町政に生かす立場で申し合わせたとするものでございます。私も直接閲覧しております。そのコピーは手元にもございます。それでも町長は事実無根であり虚偽答弁ではないとするならば、れっきとした某革新政党に属している方が公然と虚偽の記事を掲載したことになります。それこそ毅然とした態度でその方を名誉棄損で訴えるべきではないのかお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その件に関しましては先ほどの回答でも言ったように私としては一切そのようなことはございませんので、はっきりとそれは申し上げておきたいと思えます。今議員から言われた名誉棄損という言葉、今回実はこの質問を見たときに一番先に浮かんだ言葉でもありましたが、そのようなことは私は冷静に考えて行動していきたいと思っておりますのでその件に関しては回答は控えさせたいと思えます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次は細目（2）でございます。公務執行妨害罪相当事件、これは決して偶発的なものではなく大綱2のハラスメントの場面で具体的に紹介しますが、同一人物が公然とパワハラを繰り返す中で起こるべくして起きたゆゆしき問題でございます。そうした中で、地元マスコミはこの事件の背景や真相、傍若無人にパワハラを繰り返している当事者の実態を何ら触れず、質問した議長にも取材せず、傍聴者の感想だけであたかも議長が一般質問に立つのはいかがなものかとした軽薄かつ偏向的な報道内容はまことに遺憾でございます。町民の風当たりは相当強いものがあります。いずれにせよ、議員経験がある町長さん、全員協議会の位置づけ、あくまでも本会議前の概要説明の場である、それを咀嚼して本会議で質問する手順、ルールになっていることを百も承知されているはずなわけですが、本会議での説明をかたくなに拒否されました。説明責任を果たさず公明正大な議会運営や町政運営を否定する姿勢は言語道断であります。議会との信頼関係にも大きく影響する基本的なルールを無視した密室協議をしてまで守らなければならないのは何か、お尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。前にも岩佐前議長の質問のときにも一部答えている部分もありますが、先ほども言いましたように、この場で職員の個人が特定される恐れがあるということで質問に対してはお答えできないという形を取らせていただきました。その前段階で別に隠したわけでも何でもなく、その事案が上がってきた時点でここに質問の中である事件という表現がされております。事件にはなっておりません。結局、私として捉えたのは1つのトラブルと捉えましたので、話を大きくするという事もなく、小さくして隠蔽するという事もなく、きちっと町の対応した前にもお答えしておりますが弁護士にも相談をし、それで当事者にもお話を聞き、それで和解をした。話を2人でちゃんと和解をしたということでしたので、それ以上話を大きくしないでほしいということもありましたのでこのような形を取りました。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町長はこのゆゆしきパワハラが横行しているにもかかわらず毅然とした姿勢で立ち向かうことなく、その場でやり過ごす事なかれの態度を押し通したら今後本町で職員が暴行を受けるような事件が仮に発生した場合、たとえ町長の身内、後援会関係者でなくても一般町民に対しても毅然とした対応は一切取れなくなると思うんですが、そうしますと職員は守られないことになるのかお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどどう伝わったか分からないんですが、これ以上大きくしてほしくないというのは職員の話でありまして、私は今回の行動は職員を守るためにやっております。常に職員は第一だと。私の足りないところ、私などは足りないところだらけですから足りないところを全て補っていただいているのは職員ですので、とにかく職員を守って町政を進めていくのは第一だと考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。パワハラ問題は改めて大綱2で取り上げますが、今回の先ほどのゆゆしき、町長は事件ではないとお話しした件でございますけれども、今後の町政に大きな禍根を残すことになったのではないかとこのことを指摘して、細目の3点

目、町内外から信用信頼される良好な関係構築に入ります。

最初は前段でございますが、予算審査特別委員会で賛成しながら本会議で反対したのは定められたルールに乗ったもので何ら問題はないとの答弁には恐れ入りました。それでは何のために特別委員会で審査時間を費やしたのか分からず、特別委員会の設置そのものを否定するようなものでございまして、道義的にも問題でございます。また、県道山下停車場線については周りの皆さんが速やかに用地協力している中で、当時町議でありながら必要以上に時間をかけまして工事完成が大幅に遅れたにもかかわらず、こう言っただけでは何でございますけれども白々しい回答にはあきれられるばかりでございます。人はいつどこでどう立場が変わるか分かりません。公人ともなればなおさらでございます。職員はもとより、多くの方々から普段の姿勢や言動がチェックされております。そうした中でモラルやポリシーが感じられる一貫性のある姿勢がいかに大事なことなのか、今の立場になられて痛感していないのかお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この部分は私の名誉に関わる場所でもありますので、一言だけ言わせていただきますが、土地の用地交渉に関しては今考えれば県の職員だけではなく町長にも同席していただいて三者協議できちっと話し合いをするべきだったとつくづく今思っております。県には周りの環境をまずお知らせいただいて、どのように環境が変わるのか、道路がどのように整備されるのか、それが分からないとその場所でのいいのかがどうかすら判断できないということでいろいろと相談をしたりもしましたが、なかなか町から示されないということで最終的にはどのようになるか分からない段階で私は判こをつくような状態になっております。そのことで今さらどうのこうのと言う気もありません。私なりに協力したつもりではありました。一番最初に数年前に話をいただいたときにいろいろ考えた末に、とにかくみんながいいのであればそうしましょう、協力はしますということで確かにあそこは県道です。県が主体になって私のところに交渉には来ましたが、しかし、復興計画を作ったのは町だと私は思っています。町が復興計画を組み立てて、たまたまそこに県道があって、そこを管轄しているのが県ですから県で用地交渉を進めた。であれば、計画を作った町がきちっとそれに対して誠意を見せて協力をお願いをするというのは筋だと私はその当時思っておりましたが、一切そのようなことはありませんでしたしあれだけの時間をかけたのに1度もそういうことをしていただいたという記憶はございません。ですから、その辺だけははっきり言わせていただければと思います。私は自分がやってきたことに対して自信を持って間違っていないとこの場でも言わせていただきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今の部分は流そうかと思ったんですけれども、町であまり対応してくれなかったというお話です。これは私が別な席に座っていたときに議会でも説明したとおりでございますが、私自身も陰に陽に用地確保に向けて動いたということを紹介しているはずでございます。

次は細目3の後段、第三セクター山元地域振興公社の件でございます。引継ぎについてはたとえ組織ではなくても担当者が交代する、人事異動があれば異動に伴う業務停滞、これを最小限にとどめるべく当然新旧担当者間での業務の引継ぎが行われるわけでございます。町が出資する会社、夢いちごの郷の社長が前任者と一部方針が違っているので引継ぎを拒もうならそうした姿勢というのは社員はどう思われるのか。会社であれ役場であれ、一旦引継ぎをしてから検討の上方針見直しするのが一般的だと思うんです。これは全く

非常識で無礼な態度でございます。そんな社長に右倣えして社員も引継ぎをしなかったら、たとえ夢いちごの郷やこの役場でなくても組織は機能不全に陥ります。そんなふうには思わないのかお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この振興公社については一般質問の場というのは議員が私町長に対して質疑を質問をしているものだと思うんです。答えないわけではないですが、この振興公社というのは私は地域振興公社の社長という立場ですのでここで回答するということは社長の立場で回答する。別に社長としてここに呼ばれたわけではありませんので、これについて回答すること自体ちょっと違うのかと。地域振興公社は町長が社長をすると決まっているわけではなく、選任されてなっているわけですから立場的に何かここで答えるのも違うのかとは思いますが、一言だけ言わせていただければ役場であれば引継ぎをしてある程度継続事業というのがあります。ですから、先に戻りますが私の進捗状況ということを前段で聞かれましたが、引継ぎをしたことによって前職の方のいろいろな引継ぎもあります。そういう部分になってすぐ1年目、2年目から全てをひっくり返して新たな事業というわけにはいかないです。途中まで進んでいる事業もあればいろいろあります。計画も立てている事業もあります。そういう中でこの2年間は過ごしてきた部分もあります。そういうことなのでそれは公共の場、民間の場合ですとその方向性ややり方、いろいろ変わりますので私としてはここに書いたとおりの引継書は頂きました。ただ、このとおりのやり方というところでの判こを押さなかった、署名をしなかったというところがありますので、私は私の考えで今後の夢いちごの郷の方針、進め方というのを考えていきたいと思いましたが引継ぎをして分かりました、このとおりの私進めさせていただきますというところが違った部分もありましたので、引継ぎ書類は頂きました。中も確認をさせていただきましたが、同意できるところはそのまま、私として変更見直しをかけさせていただくところはかけさせていただくということで、引継ぎの書類に判こを押さなかったというところはそういう理由であります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの引継ぎの関係でございますが、ですから、先ほど言ったように一旦は引継書に判こを押して、それから検討してこうしようああしようとするのが普通ではないですかと言っているんです。それをしないで最初から私の方針と違うからというのはそれはちょっとおかしいでしょうということです。それは結構です。

次、細目の4でございます。公約実現のために必要不可欠なことは議会での予算議決以前に町長の補助機関である職員の皆さんの理解協力、これは先ほども町長もどこかで触れられておりましたが、職員に公約を丸投げしてよろしくと言っても何ら公約は実現するわけではございませんので、言うまでもなく職員との真摯な議論、コミュニケーションを図るなど信頼関係を構築することがキーポイントになります。老婆心ながら、たまには各課を回り労をねぎらうとかカウンター越しにご苦労さんの声かけなどなされているのか。これは社長を務められている夢いちごの郷もしかりでございます。多忙な中にもコミュニケーションを取る努力というものはどの程度なされているのか。信頼関係構築の現段階での認識をお尋ね申し上げます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その部署なり夢いちご、顔を出すということに関してどの程度が適切かというのはそれぞれの認識の違いというのはあると思います。私としてはあまり邪魔をしないようにということを考えながら、たまに顔を出したりとか話を聞いたり

する程度ですけれども、庁舎の中に関しましてはなかなか庁舎の中を歩くいまだ余裕がないというところがありまして、そんなにそんなに歩いたりはしておりません。ただ、すれ違ったり何かしたときにちょっと声をかけたり挨拶をするぐらいのことはちゃんとやっているつもりです。コミュニケーションが大事だと、今齋藤議員が言ったように私も本当にそのとおりだとその点は同感です。ですので、これからは職員とはコミュニケーションを大切にしてお互いに隠し事もせずきちっと心が通じ合えるような形で仕事を全うしていただければと思います。それは夢いちごの郷も一緒です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。同じような関係のお尋ねでございますけれども、たとえ立派な公約を掲げ当選されましても、町職員はルーチンワークに忙殺されております。新規事業等に取り組む時間的な余裕は基本的には無いに等しいのかと思います。それから職員は行政マンとしてのポリシーを持ち業務に取り組む一方で、先ほど来からる申し上げているような町内の政治情勢なり町長就任前後の言動等をしっかり把握しているのかと思います。つまり、職員はそうした様々なことをフィルターをかけながら公約を含めた業務に取り組む必要性、あるいは度合いというのを習性として備えているのかとも言えるのかと思います。後ほど大綱2でも取り上げますけれども、職員に寄り添って擁護する姿勢が感じられないと町長の公約実現になかなかついていけない職員というのは厳しいのかなと思うんですが、その辺、いかがでございましょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私の考えが正しいかどうかは別といたしまして、今私が一番考えているのはこの12年間、大震災という大きな災害がありまして、職員は本当に10年間で5倍も仕事をこなしてきたわけです。そういう中で、本当に走り回ってスピード感を持ってやってきたんだと思います。今は事業もほぼ完遂になりまして、近づいてまして、収まってきております。まずは庁舎の中の体制整備というのを私は考えています。ですから、どんどん新しい仕事を頼めば多分職員ですからやってくれると思います。ですが、ここで一呼吸おいて、それでちゃんと先を見据えて、あと後ろも見ないといろいろこの10年、12年間の中でやってきたこと、これは誰のせいでもなんです。走り続けてたった10年で5倍もの仕事をしたわけですから、5倍も10倍もの仕事をしたわけですから、それなりのいろいろな今になって不具合なり何なりというのも出てきます。そういうところの修正なりもししていかなければなりませんので、新たな事業も全然やっていないわけではなく、とにかく職員みんなの仕事の幅の中で少しずつですが進めさせていただいているところがあります。これから少しずつその辺を見えるようになってくると思いますので、その辺を今後皆様から見ていただいて、でも、私は今回各地区を回らせていただいて皆様のご意見を聞いていますが、本当に遠慮なく思ったことを言うていただいていいとは思っていますので、私はすぐにできるとかできないとかということではありませんが聞き耳は持っていますので、そういう皆さんの意見を聞きながら前に、着実に1歩ずつ進めていきたいと思っております。先ほど岩佐議員にも言いましたが、とにかく焦らないで慌てないでやっていきたい。これまではずっと多分生活再建、なりわいの再生というところ中心にやってこられたと思います。それは当然だと思います。ですから、多分走り続けています。本当に42.195キロメートルどころか100キロメートル以上走り続けているのではないかと思いますので、この辺で1呼吸おいて休まないともちません、みんな。そういうつもりで私はやっておりますので、もう少し大きな目で見ていただければと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。政治姿勢と体質の健全度、これは公約履行と密接不可分な関係にあることを肝に銘じていただき、町政運営に取り組んでほしいことを申し上げまして、大綱2の再質問に入ります。

最初は細目（1）の件でございます。私、特定のケースに的を絞って質問しているんですけども、そしてまた町長の目の前でパワハラが行われているにもかかわらず答弁では町長の認識は極めて甘く、あたかも町内ではパワハラなどハラスメント一切存在しないと云わんばかり、あまりにも町民を愚弄した白々しい内容で全く回答になっていないと思います。知って知らずか具体的なケースを紹介しながら順次お尋ねいたします。

町長の後ろ盾と某行政区の世話役を兼ねた方が時と場所を選ばず公然と繰り返す前代未聞のゆゆしき恫喝、暴言などのパワハラ行為、これはこれまでも議会報告会、あるいは社会福祉協議会主催の会議、あるいは民生児童委員協議会役員に対するパワハラケースがございました。特に昨年の4月以降、橋元町政が町政してからまさに虎の威を借りる狐とでも申しましょうか、愚行がエスカレートしておりまして、分かっているだけでも4年度は優に10件を超えておりまして内容的にもすさまじいものがあります。例えば、町職員関係に関しましては区長会議においてある課長の家族のことを引き合いに出すひどい個人攻撃を交え延々と執拗ないじめをした場面、同席した町長は何ら制止することなくただ黙って見ていたとのことでございます。出席した区長らからはなぜ町長は黙っているのか、あれではあまりにも職員がかわいそうだとそんな声が上がっております。また、B課長には窓口で、町長さん、「あの工事案件は契約案件議会通させないからな」と声高に工事契約案件に介入したり、C課長には「お前定年まで役場にいられると思うなよ」と恫喝したり、あるいは議員関係に関してはこういう本会議の休憩時間に町議を恫喝して、あるいはイベント会場で町長なり町職員を含む参加者がいる前で議長に対して威圧的な態度で迫ったり。そしてピークは先ほども出ました10月下旬に発生した職員に対する公務執行妨害罪に抵触するケースであります。それこそそのケースはゆゆしき一連のパワハラ行為が積み積みもった中で起こるべくして起きた事件であります。昨年の10月議会であえて前議長が1議員として一般質問で取り上げたことは私は十分うなずけます。いずれにせよ、ただいま申し上げたケースは氷山の一角にすぎませんけれども、町長と一心同体の関係にある方が傍若無人、厚顔無恥といえますか聞くに堪えないことを繰り返している事実をどのように受け止められたのか、改めてお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今いろいろと羅列して話をお伺いいたしましたが、私が認識していないことも結構ありまして、その辺、私が知り得る限りのことに関しましてはその都度ちゃんとその件に関しては大声を出さないようにとかそういうことは言っているつもりであります。ですから、私としては今言ったように逃げるわけではないんですけども、そういう話が私のところまで来ていないのもありますし、その場に居合わせないことも多いですので、それが事実かどうかというのは今齋藤議員から聞いただけです。その辺は全てがどうかというのはこの場で私は分かりませんが、私が知っている限りの中では庁舎の中でもそこでもあればその場でそういう大声出すことはお控えくださいということをやったりそういうことはしておりますし、私の認識だと逆に最近そんな大声というのは私聞いていないような気がするんですけども、ですから、これまでという話であれば私としては個人的にはいろいろと話をしながら抑えてきたつもりで

はありますけれども、それ以前のことはちょっと私は分かりませんので。私としては放置している、見て見ぬふりをしているということは一切ありません。そういうところを見れば私だって気になります。逆に言うと私の身近にいる人ですから。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの町長からの回答は後ほどの再質問も含めて取り上げることにしまして、とりあえず細目の（2）について伺います。某議員は職員に対する政党機関紙の購読勧誘、あるいは集金のために禁止されている役場庁舎内の執務室に平然と出入りしておられる。さすがに以前のような優越的な態度での勧誘は影を潜めたようでございますが、そうしたあしき慣習の延長線上にあり、慣れっこなのか新町議に当選証書が交付された10月23日、あろうことか執務時間内に建設課の課長席に堂々と座り込み、職員と話をしている某議員を見た町民は啞然としておられました。優越的な立場をちらつかせたパワハラ行為と庁舎管理規則破りの実態をどのように捉え、必要な対策を講じられているのか伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私の認識だと新聞配達とかそういう何かと言われても勧誘というのを私も聞いておりませんし、中に入っていくこと自体あまりいいことではないと私も思いますので、職員が仕事をしている中に入るためにはそれなりの理由があって入っていくんでしょうから、その辺はその方、私何と書いていいか分からないんですけども、本人に確認しないとその理由というのは分からないわけで、ただ、1つ思うのはその方に限らずなんですが私も知らなかったんですが、昔の役場というのが課長の席の前に応接セットがあって課長と話したいときには議員さんがよく入って行って直接そこで課長といろいろ話をしていた、昔。旧庁舎のときだと思っんですが、そういうことがあったと私も後で聞きました。ですから、もしかするとそういうときの習慣がそのまま残っていてそういう形でその方はやっているとか入って行ってしまうのかとも思いますけれども、特別な理由、私はその辺ちょっとははっきり断定できませんよ。確認しておりませんので、ですから、ただ、現状の中でそういう自由に行き来するということはいろいろな個人情報などもありますのでその辺は控えていただくように注意を促したいと思います。（「議事進行」の発言あり。）

議長（菊地康彦君）暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

議長（菊地康彦君）休憩中に議会運営委員会を開催を要請いたしました。その点につきまして事務局長より説明をいたします。

事務局長（桔梗俊幸君）はい、議長。先ほど休憩の前、遠藤議員から議事進行の発言がございました。この議事進行というのは議長の議会の進行について異議があるということです。それについてただいまの議事進行に問題があったかということで、議会運営委員会というのを急遽開催して協議をいたしました。その結果なんですが、先ほどの休憩前までの議長の議事の進行については問題はない、あれで続けていいという結論です。ただし、意見ありまして、齋藤議員の発言の中で遠藤議員からは事実と違う表現があるという指摘

もあったので、今後これから齋藤議員が再質問を続ける際には誤解を生まない表現を使って再質問を続けるようにという指示がございました。

以上でございます。

議長（菊地康彦君） それでは、再質問を受けます。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。執務室内での議員による政党機関紙、新聞の購読勧誘、集金等に対する問題、これは全国自治体において地方公務員法上の職務専念義務違反に当たる恐れ、あるいは情報セキュリティー等の観点から是正に向けた取組が進んでおりますので、ぜひ町でもただいま指摘した某議員の関係、規則にのっとり毅然とした態度で当たり前に対処してもらえればと思います。それから職員の皆さんは、今思えば不当と思われる購読勧誘で購読する羽目になり、腐れ縁で継続しているのであればこの際プレッシャーに負けない毅然とした対応されることをご期待申し上げまして細目（2）の別のケースの再質問に入りたいと思います。

先ほど町長とのやりとりで具体のパワハラケース、何かあまり存じ上げていなくて分かっている分については自分なりに努力されているということでございますけれども、何か庁舎内といいますか、あるいは役場周辺といいますか、風通しが悪いとかどうなのかということでございます。そういう前提はあるのでございますけれども、何か町長の辞書にはややもすると毅然という言葉はないのではないかと。そして特技と言っては失礼でございますけれども、素知らぬふりとか見過ごすことなのかなどと思ったりしつつしてしまふんです。一心同体の関係にある後ろ盾によるパワハラが横行しているんです。あるいは、数少ないかもしれませんが自分の目の前でそういう行為が行われているわけです、先ほどご紹介したように。そういうことを含めて我関せず的な職員なり議員に寄り添う、そして寄り添って守る姿勢というのがどうなのかと甚だ疑問でございます。こういう例えはどうなのかという気はしながらお話ししますけれども、都合の悪いことには素知らぬ態度とか保身のために無関心を装う態度はまるで日光東照宮にサルの彫り物がいっぱいございますけれども、あそこに三猿ございますけれども、見ざる聞かざる言わざる、これを決め込んでいるようなそんなふうにも思うわけでございます。町民がゆゆしきパワハラ行為で震えおののき、議員は自由な発言をちゅうちょし、議会制民主主義、完全に冒瀆されています。職員の皆さん、町長とその方の関係を考えれば言うに言われぬんです。いつ我が身に火の粉が降りかかるのか、戦々恐々です。すっかり委縮しています。守るべきはパワハラを繰り返す町長の後ろ盾ではなく、町民、職員、議員の尊厳・人権だと思うんです。そしてまた民主主義だと思うんですが、改めてその辺の見解をお尋ねいたします。

町長（橋元伸一君） はい、議長。その件に関しましては、私が知らないでいる部分があるということに対しては本当に申しわけない部分があるとは思いますが。職員が委縮しているという部分についても私もどこでどう委縮しているかという萎縮の部分も、一人一人観察しているわけではないのでなかなか目に見えない部分もあります。ただ、私も議員時代からいろいろなそういうパワハラではないハラスメント、そういうことについては多少耳にすることもありましたので、自分は絶対そういうことにはならない、しない、そういうことは意識してずっとやってきております。ですから、職員の今議員から出たそういうことというのはそのことだけではなく、長年何か、長年といいますか何かほかにも原因があるのではないかと私は思うところもあります。そういうところも含めて先ほども

言いましたようにまず庁舎内の環境改善、結局働きやすい職場というのを目指しながら進めていきたいというところがあって、このような今1年7か月経過しましたが、そのようなところを含めながらこういう表現はどうか分からないですがそんなに無理のないような範囲の中での仕事を進めてきたつもりであります。震災後の庁舎内の体制整備、環境整備、そういうところを最初にやらなければいけないのではないかと、思ってこの1年7か月やってきたというところですので、今齋藤議員からもご指摘がありましたように、これは本当にゆゆしき問題ですのでこういうことに対しては毅然とした態度で臨んでいきたいと思っております。先ほど毅然という言葉知らないのではないかとかそんな感じで言われましたが、最初にお断りはあったようですけれども言っているいいことと悪いことというのがあると思っておりますので、その辺、しっかりどこかのトップにまでなった方なのでその辺をきちっと自分でも判断して言葉に出していただければと。1回口に出したことというのはあと引っ込みつかなくなりますのでよく考えて発言をいただければと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ私に対する注意喚起も含めてお話がございましたけれども、私が冒頭申し上げましたように攻守所を変えてこういうことを言わなければならないというのは非常に残念なことなんです。インターネット中継されていないならいざ知らず、町長はある意味かわいそうというかお気の毒というか多くの町民の支持を得て町政を担うことになったわけがございますけれども、肝心の後ろ盾となる1人の人物に翻弄されています。しかも、先ほど工事契約案件云々かんぬんとかと紹介しましたけれども、町政運営がゆがめられているんです。町の住みよさが評判になるならいざ知らず、町の評判、イメージがダウンするなど言語道断でございます。にもかかわらず、町長はもとより町長を支えられる議員を含めた後ろ盾、取り巻きの皆さん、誰1人としてこの問題の後ろ盾の首に鈴をつけることができない。全く自浄作用が機能しておらないと指摘せざるを得ません。それから某行政区の皆さんにしても、それこそ触らぬ神に祟りなしです。そういう姿勢でしょう、皆さん。そんな中で解決のすべなどなかなかないんです。しかし、必要以上に難しく捉える必要はないと思っております。パワハラが繰り返される大きな要因というのは、単に町長の後ろ盾の立場だけであればそんなことはないと思っておりますけれども、地区の世話役を兼ねていることにあると私は捉えるんです。なぜならば、必然的に役場への出入り、町の会議、行事等に参画する機会が多いわけです。折に触れて特異なキャラクターが災いするからということだと思っております。要するに、この問題は人権を蹂躪し町全体に多大な迷惑をかけていることを理由に、この際、町からの委嘱を解除すれば大分違うと思っております。その辺の町長の見解、お尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。解除と言いますけれども、その件に関しては何をというか先ほども議運を開いていただきましたが、あまりそれだと完璧に特定されていますね、多分さっきから。そういうのが本当にこういう場で許されるのかというのがまず1つ思います。ですから、ここでその個人といいますか固定した人の話をどうのこうのと議論すること自体違うのではないかと私は思いますので、そこに関して私もさっきから言うようにそういうことはよくないことだと思っております。一応地区から挙がってきた方に対して町としてはそれぞれ拒否せずきちんと区から挙がってくるものですからいろいろやっていますけれども、それに対して今ここでいい悪いとかどうのこうのということと言う場では議会というのではないのではないかと、思いますので、この回答に関しては

このような形にさせていただきたいと思います。

議長（菊地康彦君） 齋藤議員に申し上げます。個人を特定するような質問は避けるようお願いしたいと思います。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。個人が特定される云々というのは基本的には分かります。私大いに分かります。しかし、1人の方があれすることによって皆さんが大変な目に遭っているわけです。そのことをてんびんにかけてときに、単に個人特定云々というそういう問題では私はないと思います。てんびんにかけて中で客観的に判断されるべきではないかと思います。極力議長からの指摘も踏まえる中で続けさせてもらいたいと思います。

細目2の関係、もう一度触れさせてもらいますけれども、私なりに期待していた橋元町政でございますけれども、どなたが見てもこのゆゆしきパワハラ行為を自分の政治生命に関わる大問題と捉えられていないようでございます。先ほども私の提案した委嘱の解除の問題もこの場ではどうのこうのと。真っ当な判断ができないという結論が出せないようでございます。パワハラにゆがめられた町政、なんのその、そういう態度だと厚顔無恥も甚だしい。何と優柔不断なんでしょう。そんなありさまでは様々な決断が求められる公約履行など論外でございます、まともな町政運営が期待できるはずがございません。失礼でございますけれども、こんなにふがない町長さんだとは思いませんでしたということを申し上げまして、最後の（3）の再質問に入ります。

町長は大綱1でも確認しましたように、残念ながら政治姿勢の健全度はよろしいというところまではいっていないのか。また、ハラスメントは絶対に容認せず厳正に対処すると1回目で答弁されましたけれども、どうもこれまでのやりとりからしますと後ろ盾が繰り出すパワハラを放任している。多くの町民の安全安心を守る気概、覚悟が私には全く感じられません。ですから、そんな町長に対する職員の偽らざる思いを私なりに推しはかれば、それは面従腹背という言葉に象徴されるのではないかと思います。職員皆さん、宮仕えの身として表向きは従順な姿勢を示しながらも、内心はこのパワハラ問題等々の関係があって反抗反発するそんな姿勢ではないかと思うわけでございます。そうした町長に実際職員、なかなかついていけないのかと。だとすると、組織も機能するのも難しいのかと。そうなれば、大綱1でお尋ねいたしましたように公約の履行というのも非常に厳しくなる。町のイメージダウンというのも計り知れないものがある。町長はある意味後ろ盾とは一蓮托生、運命共同体の関係にあると思うんです。もう少し責任を感じられて、政治不信を招くことのないようにしてもらわないと困ります。先ほども触れましたけれども、ハラスメントの撲滅というのは町長の政治生命に関わる大問題です。改めて町のトップとしての責務使命を果たす自覚、覚悟のほどをお聞かせいただきたいと思います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。さっきから何度も言っていますように、私はとにかく私の一番嫌いな人間というのは裏表のある人です。いつも真っすぐ前を見て正直にやっつていこうと思います。それがどんなに不器用であってもそれを曲げないでとにかくやっつていきたいと思います。表面だけ、さっき言ったさっきの最初の質問の中にもありますが、優柔不断とかいろいろ言われましたけれども一定の政党はある与党といいますかそういうところに入って表向きだけいい顔して実は何を考えているか分からないなどというところもある人もいますので、そうではなくても常に政治姿勢を貫いてそれで町民のために一生懸命ほかの政党であってもやっている方というのはいっぱいおります。本当にそうい

う方は私は自分なりに見てお付き合いをさせていただいているというところでありますので、同じ箱の中に入っている信用できる人、箱の中に入っていない信用できる人、いろいろおります。私の判断の中でそれは町のため、そして住民のため一生懸命私を応援してくれるのであればそれは私は受け入れたいと思いますので、これからもそういう裏表のない町民に対してうそをつかないという姿勢で町政を進めていきたいと考えております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何か私のお尋ねした内容の回答にはなっていないようでございますけれども、町長の政治姿勢は別といたしまして、一般的な問題に対する意識、センス、これは相応のレベルにあり私敬意を表します。しかし、こと問題がハラスメント、とりわけパワハラ問題になるとそれに対する感度、センス、全く感じられません。残念至極でございます。一心同体の関係にある後ろ盾が公然と繰り出すハラスメントを放任して町を混乱させ不幸にする町長、前代未聞でございます。とても町政を担う資格、これは疑問でございます。先ほど言ったように、町長と後ろ盾一蓮托生運命共同体の関係にあるということを理解するのであれば、この際、潔く身を引かれることが本町にとって最適な選択だと私は思いますがいかがか、お尋ねいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。身を引かれるのがいいと思うんですがということでの私への質問ですよね。ですから、私のことですか。私に対して身を引けという質問でしょうか。私に対して、何だそうなんですか、びっくりしました。それに関しては申しわけありませんがお断りいたします。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そろそろまとめに入りたいと思いますけれども、一連の答弁を通じて確認できましたことを公約、マニフェストに高らかに掲げたスローガン、誰もが安心して暮らせる町はどこへやらです。一心同体の後ろ盾が繰り返すパワハラ行為による人権蹂躞を放任し、ゆがめられた町政運営に甘んじ、政治不信を招いています。人権と民主主義の擁護、風前の灯火でございます。公約履行にも多大な影響を及ぼすなど、町のイメージダウンは計り知れません。にもかかわらず、危機的状況を顧みず、自浄作用など望むべくもなく、町の長としての基本的な責務使命を放棄したも同然であります。本来パワハラの撲滅は町長の覚悟の問題でございますが、もはや覚悟のできない町長に何ら期待は持てません。町のリーダーとしての自覚と覚悟がない方には、先ほど拒否されましたけれども、この際潔く身を引いてもらうことが道理であることを強く申し上げて私の一般質問を終わります。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

議長（菊地康彦君）本日はこれで延会します。

次の会議は来週月曜日、12月11日午前10時開議であります。

午後3時37分 延会

